

令和5年6月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和5年6月21日・23日

場 所 第2委員会室

令和5年6月21日(水曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第2号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第15号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第16号 宮崎県中山間地域振興計画の変更について
- 議案第21号 みやざき行財政改革プランの変更について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
 - ・令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
 - ・令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- その他報告事項
 - ・G7宮崎農業大臣会合について
 - ・宮崎県地域公共交通計画の策定について
 - ・宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定について
 - ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
 - ・令和4年度の移住実績について
 - ・産業DXサポートセンターの開設について
 - ・みやざきフードビジネスの推進について
 - ・宮崎県情報化推進計画(中間見直し)について
 - ・宮崎県男女共同参画センターの次期指定管理候補者の選定について

- ・みやざき文化振興計画案について
- ・「宮崎県人権施策基本方針」の策定について
- ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備状況等について
- ・国民スポーツ大会に向けた競技力向上について
- ・宮崎県防災救急ヘリコプターの更新について
- 閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員 長	山下 寿
副委員 長	福田 新一
委員	濱 砂 守
委員	二見 康之
委員	川 添 博
委員	坂 本 康郎
委員	岩 切 達哉
委員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	重黒木 清
政策調整監	吉村 達也
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	児玉 浩明
総合政策部次長 (県民生活・サミット担当) 兼G7宮崎農業大臣会合推進室長	坂元 修一
部参事兼総合政策課長	中尾 慶一郎
広域連携推進室長	川越 勉
部参事兼秘書広報課長	長友 修一
広報戦略室長	須波 勇一郎
統計調査課長	伊福 隆徳
総合交通課長	佐野 晃浩

中山間・地域政策課長	湯地正仁
産業政策課長	守部丈博
デジタル推進課長	甲斐慎一郎
生活・協働・男女参画課長	牛ノ濱和秀
交通・地域安全対策監	西丸日出男
みやざき文化振興課長	堀尚子
人権同和対策課長	中村洋介
国スポ・障スポ準備課長	塩田康一
競技力向上推進課長	岩切正義

総務部

総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
総務部次長 (総務・市町村担当)	大東収
総務部次長 (財務担当)	川端輝治
危機管理局長 兼危機管理課長	渡邊世津子
総務課長	黒岩賢二
人事課長	那須隆輝
行政改革推進室長	徳松一豊
財政課長補佐	松田隆
財産総合管理課長	鬼塚保行
税務課長	蛭原真治
市町村課長	池田幸優
総務事務センター課長	清藤荘八
消防保安課長	寺田健一

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村結
政策調査課主任主事	高山紘行

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○重黒木総合政策部長 総合政策部でございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

私のほうから、今回、委員会で御審議いただきます議案の概要等について御説明いたします。座って説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料2ページを御覧ください。

目次でございますけれども、今回、総務政策常任委員会をお願いしております議案につきましては、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」、議案第10号「工事請負契約の締結について」、議案第15号「宮崎県総合計画の変更について」、議案第16号「宮崎県中山間地域振興計画の変更について」の4件でございます。

それでは、委員会資料の4ページを御覧ください。

総合政策部の令和5年度6月補正予算案でございます。

表の上の段にあります一般会計の右下の補正額の合計の欄を御覧ください。

今回お願いしておりますのは、合計で41億7,130万1,000円の増額補正であります。

これは、コロナ禍や物価高騰等からいち早くもとの成長軌道に戻すため、宮崎再生基金や国の地方創生臨時交付金などを積極的に活用し、宮崎再生を全速力で推進するものでございます。

その内容につきましては、5ページから30ページにかけて、各課の事業を掲載しております。

後ほど、それぞれ担当課長のほうから御説明させていただきます。

再度、2ページの目次にお戻りください。

議案第10号から第16号につきましても詳細は担当課長のほうから御説明いたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

それから、その下のⅡの報告事項、令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書については、後ほど総合政策課長のほうから説明いたします。

最後に、目次の3ページを御覧ください。

Ⅲ、その他報告事項でございますけれども、G7宮崎農業大臣会合についてなど13件につきまして、後ほど担当の次長、それから課長より御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山下委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

○中尾総合政策課長 総合政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の5ページを御覧ください。

総合政策課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額にありますとおり、25億円の増額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3列目、33億9,109万2,000円となっております。

補正の内容につきましては、6ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)県計画総合推進費の説明欄にありますとおり、宮崎再生基金積立金に係るものでございますが、その事業内容につきまして、資料の7ページを御覧ください。

まず、事業の目的ですが、コロナ禍や原油価格・物価高騰等による影響が長期化していることから、昨年設置しました基金に追加で積立てを行い、引き続き、宮崎再生に向けた施策を機動的かつ継続的に展開するものであります。

下の事業の概要ですが、昨年9月に(2)基金の対象事業に記載のような施策を展開するため、30億円を積み立てたところでありまして、

(3)に記載しておりますとおり、今回6月補正で計上しております宮崎再生基金を活用した交通・物流事業者の燃料高騰等対策やプレミアム付き商品券などに要する事業費を勘案し、25億円を追加で積み立てるものであります。

○佐野総合交通課長 総合交通課の6月補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の8ページを御覧ください。

総合交通課の補正予算は、左から2列目の一般会計補正額にありますとおり、12億7,047万6,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、25億1,008万円となります。

補正の内容につきましては、9ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)広域交通ネットワーク推進費と、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費、さらにその下の(事項)航空交通ネットワーク推進費のそれぞれの説明欄に掲

載しております4つの事業につきまして、次の10ページから13ページの資料で御説明させていただきます。

まず、10ページを御覧ください。

新規事業「物流の2024年問題」に向けた物流効率化対策事業でございます。

事業の目的ですが、2024年4月からトラックドライバーの時間外労働時間が制限されることに伴い、輸送能力が不足することが懸念されている「物流の2024年問題」が目前に迫る中、長距離物流網の安定的な維持のため、モーダルシフトの推進などに取り組むものでございます。

予算額は3,350万円、財源は宮崎再生基金であります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、1つ目は、トラック事業者が本県港湾等に向かう際に利用する高速道路等の利用料を支援することにより、時間当たりの輸送力を向上させるとともに、フェリーや鉄道の利用による大量輸送につなげてまいります。

2つ目は、海上輸送事業者が新規利用のトラック事業者に対して行う運賃割引に要する経費を支援し、海上輸送へのモーダルシフトを推進いたします。

3つ目は、トラック事業者などが陸送や他県航路の利用から、本県発着の海上輸送航路や貨物鉄道利用へ転換した際、貨物量に応じた支援を実施いたします。

4つ目は、モーダルシフトの機運醸成や2024年問題について、県民への周知を図るため、テレビCM等の啓発活動や県トラック協会が実施する2024年問題に向けた大会の開催経費を支援したいと考えております。

(3)の成果指標としましては、船舶を利用する本県発の貨物量について、現状の年間4

万2,600台から令和5年度には4万7,900台まで増加することとしておりまして、陸送から船舶利用への転換により、年間約8,800トンのCO₂削減を見込んでいただいております。

事業の期間は、令和5年度の単年度事業でございます。

次に、11ページを御覧ください。

交通・物流事業者燃料高騰等対策事業でございます。

事業の目的ですが、交通・物流事業者については、コロナ禍における需要減退に加え、原油価格の高止まりの影響により、依然として厳しい経営環境下でございます。

このような状況を受け、令和4年度の6月補正及び11月補正において予算措置しました本事業を継続して行うことにより、交通・物流事業者の負担軽減を図り、本県の交通・物流網の維持を図るものでございます。

予算額は10億1,825万4,000円で、財源は国の臨時交付金及び宮崎再生基金であります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、右の表にありますとおり、支援対象をバス、トラック、フェリー、RORO船、タクシー、運転代行としており、それぞれの使用燃料ごとの補助単価に燃料使用量(9か月分)を乗じて設定した1台当たりの補助額を定額で支援するものでございます。

なお、補助単価につきましては、国の激変緩和等を加味した上で、コロナ禍前の燃料価格と比較した高騰分を設定しております。

このほか、各協会を通じて補助を行うため、推進事務費を計上しております。

(3)の成果指標としましては、本県交通・物流網を安定的に維持することとしていただいております。事業期間は令和5年度の単

年度事業でございます。

次に、12ページを御覧ください。

新規事業「地域交通再生・活性化事業」でございます。

事業の目的ですが、物価高における高齢者の交通機関の利用や交通事業者の運転士確保の取組を支援することにより、新型コロナの影響で疲弊した地域交通の再生、活性化を図るものでございます。

予算額は7,070万2,000円、財源は宮崎再生基金であります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、1つ目は、乗合バス事業者が実施いたします、65歳以上の方が1回200円で路線バスを利用できる企画乗車券の造成を支援いたします。

また、免許返納者や制限運転宣誓者向けに、3,000円分の回数券が1,500円で購入できるプレミアム付きタクシー回数券を発行します。

2つ目は、乗合バス、タクシーの運転士不足対策として、交通事業者に対し、新規就業者の二種免許取得に向けた教習費を補助いたします。

なお、事業者が県の補助額以上を一時金などで新規就業者へ還元することを補助の要件とし、待遇改善を図ることで、さらなる就業者確保を目指したいと考えております。

(3)の成果指標としましては、バス及びタクシーの利用回数、運転士数ともに、コロナ禍前の水準に回復させることとしております。

事業の期間は、高齢者利用支援が令和5年度から令和6年度まで、運転士確保支援が令和5年度から令和7年度までであります。

次に、13ページを御覧ください。

改善事業「「みやざきの空」航空ネットワーク維持・活性化事業」でございます。

補正額は1億4,802万円、財源は宮崎再生基金

であります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、宮崎空港振興協議会を通じまして、下線部の事業を追加で実施するものでございます。

1つ目は、国際定期便を運航する航空会社に対して運航経費の一部を支援するものであり、本年度中の就航を目指し、事業費を増額するものでございます。

2つ目は、宮崎空港発着の国際線を利用する県民のパスポート取得支援について、支援対象をこれまでの「18歳未満及び18歳以上26歳未満の学生」から「全県民」に拡大するものでございます。

3つ目は、航空会社や旅行会社が実施するチャーター便の運航に要する経費や、宮崎空港での受入れに必要となる労働力確保等の体制整備に係る経費を支援します。

(3)の成果指標としましては、宮崎空港利用者数をコロナ禍前の水準であります319万人に回復させることとしております。

事業期間につきましては、令和5年度まででございます。

○湯地中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の14ページを御覧ください。

中山間・地域政策課の補正予算は、左から2列目の一般会計補正額にありますとおり、2,086万1,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、10億3,889万7,000円となります。

15ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)中山間地域振興対策費の説明欄の1の新規事業、「地域運営組織」形成促進事業について御説明をいたします。

16ページを御覧ください。

予算額は2,086万1,000円で、事業の目的につきましては、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる中山間地域において、地域課題の解決に持続的に取り組む地域運営組織の形成を促進するもので、併せて、組織の運営に当たる地域リーダーの育成に取り組むものであります。

地域運営組織について簡単に御説明しますと、地域住民が中心となり、自治会、高齢者クラブ、NPO等の各種団体が参画して、交通、買物、医療・介護など日常生活において生じている地域課題を持続的に解決していくための組織で、県内でも既に高齢者の互助輸送や配食サービス、買物支援等に取り組んでいる事例が複数あり、そのような動きを県内に広めていきたいと考えております。

事業概要の(1)事業内容につきましては、①の「地域運営組織」形成支援事業で、モデル地域において外部専門家による組織形成支援を行うとともに、地域リーダーを育成するための研修会を開催いたします。

また、②の「地域運営組織」拠点形成支援事業は市町村への補助で、アの形成支援事業費補助金は、組織の拠点となる施設整備、例えば、事務所とか多世代交流施設などが考えられますが、事業開始のための初期費用を支援するものであります。

その下のイの人材活用事業補助金は、組織の立ち上げ準備等を担う人材の人件費を支援するものであります。

最後に(3)の成果指標につきましては、モデル地域における地域運営組織の形成数を3組織としております。

なお、事業期間は令和7年度までであります。

○守部産業政策課長 産業政策課の補正予算案につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の17ページを御覧ください。

産業政策課の補正予算は、左から2列目の補正額にありますとおり、1億7,917万7,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、6億3,021万3,000円となっております。

補正の内容につきましては、18ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)産業デジタル化推進費の説明欄にあります3つの事業につきまして、19ページから21ページの資料で御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。

産業デジタル実装支援事業についてであります。

予算額は1億5,300万円で、財源は一般財源であります。

事業の目的ですが、県内事業者の規模や業種に応じたデジタル技術等の導入に要する経費を支援することで、デジタル実装事例の普及拡大を図るものであります。

次に、事業の概要の(1)事業内容についてであります。導入するデジタル技術のレベルに応じて3つの区分を設けており、補助率は共通で2分の1になります。

①のAIやIoTなど高度なデジタル技術等の導入、例えば、現場のデータに気象情報や人流などのビッグデータを合わせてAIで分析し需要予測を行うような技術を導入する場合は、上限額を2,000万円としております。

②の業務プロセスの見直しを含むデジタル技術等の導入、例えば、手作業で行っていた商品の受発注管理や配送管理などをシステム化するような取組は、上限額を500万円としております。

この①と②の区分を合わせて、予算枠を1億円とする予定です。

次に、③のペーパーレス化等、一般的なデジタル技術等の導入、例えば、書類をデジタルデータ化した上で、作業を効率化するような取組は、上限額を250万円としております。こちらの予算枠を5,000万円とする予定です。

このように、レベルに応じてメニューを細分化することで、事業者にとって、より使いやすい補助金としたところが昨年度からの改善点となります。

次に、(2)事業の仕組みであります。事業内容の①と②につきましては、県が直接公募等を行う予定としており、③につきましては、一般社団法人宮崎県情報産業協会への間接補助を通じて補助事業を執行する予定としております。

次に、(3)成果指標ですが、事業内容の①と②につきましては、毎年度、労働生産性を年1%以上増加させる事業者を11者、③は作業工数・時間を12.5%以上削減させる事業者を20者としております。

最後に事業期間ですが、令和5年度から令和7年度までとしております。

次に、資料20ページを御覧ください。

産業デジタルリスクリング推進事業についてであります。

予算額は993万1,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的ですが、事業者の社内における階層ごとに必要とされるデジタル技術等のリスクリングを支援することで、本県産業に必要なデジタル人材の育成・確保を図るものであります。

次に、事業の概要の(1)事業内容についてありますが、まず、経営・マネジメント層に向けて、デジタル実装に向けて事業戦略を構築

できる人材を育成する講座について、対面で実施を予定しております。

次に、デジタルリーダー向けとして、AI等の技術を活用した社内のデジタル実装を主導できる人材を育成する講座について、対面とオンラインのハイブリッドで実施する予定です。

次に、デジタル推進員向けとして、デジタルの視点を持って業務改善に取り組むことができる人材を育成する講座について、オンラインで実施する予定です。

次に、(2)事業の仕組みですが、民間企業へ委託を予定しております。

次に、(3)成果指標ですが、毎年度250名の人材育成を図り、3年間で750名のデジタル人材を育成することとしております。

最後に事業期間ですが、令和5年度から令和7年度までとしております。

資料21ページを御覧ください。

みやざきDX技術体験展示会事業についてであります。

予算額は1,624万6,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的ですが、県内において最新のデジタル技術やDXソリューションを紹介する体験型の展示会を開催し、県内事業者の理解促進やDXにつながるビジネスマッチング創出を図るものであります。

次に、事業の概要の(1)事業内容についてありますが、写真は昨年11月にJA-AZMホールで開催した同様の展示会の状況であり、出展者は県内外から20社、来場者は500名という実績でした。

改善点として、昨年度は20社だった出展企業数を30社に増加させた上で、テーマごとにブースエリアを分けることで、より参加しやすい展

示会とした上で、DXの理解促進につながる知名度の高い方を講師とするセミナーを同時開催することを予定しております。

次に、(2) 事業の仕組みですが、民間企業への委託を予定しております。

(3) 成果指標ですが、来場者数1,000人、来場者満足度90%以上、商談件数50件を目標として開催したいと考えております。

最後に事業期間ですが、令和5年度の単年度となっております。

○甲斐デジタル推進課長 デジタル推進課の補正予算について御説明いたします。

常任会資料の22ページを御覧ください。

デジタル推進課の補正予算額は、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、1億302万8,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目、13億2,505万3,000円となります。

補正の内容につきましては、23ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の説明欄の2、マイナポイント取得促進事業894万7,000円につきましては、国が行っているマイナンバーカードを活用したマイナポイント事業に関して、ポイントの取得方法に関する広報や申請手続の支援等を行うものであります。

そのほか新規事業の3本、1の(1)自治体DXサポート強化事業、3、キャッシュレス決済利用環境整備事業、4、ひなたGIS防災オープンデータ利活用促進事業につきましては、24ページから26ページの資料で御説明いたします。

24ページを御覧ください。

新規事業「自治体DXサポート強化事業」に

ついてであります。

予算額は4,951万3,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的としましては、デジタル高度専門人材を活用しまして、住民に身近な行政サービスを担う市町村のシステム調達とその運用に関する業務改革の伴走支援に取り組むことで、本県の自治体DXの着実な推進を図るものであります。

事業の概要の(1)事業の内容としましては、行政デジタル化実装・運用の伴走支援としまして、情報システムの標準化・共通化への支援を行います。これは、国が令和7年度までに、住民基本台帳や税関係などの基幹系情報システムにつきまして、全国一律のシステムにするため標準化・共通化を求めているものでありまして、これらの市町村が行うシステム調達業務への支援を行います。

また、デジタル技術の活用を前提とした抜本的な業務改革——BPRといたしますけれども、これを行うための研修や、市町村からの個別相談に対する支援等を行うものであります。

(2) 事業の仕組みとしましては、民間企業への委託で実施します。

(3) 成果指標としましては、令和5年度から令和7年度にかけて、県及び市町村で実施する情報システム標準化・共通化対応の達成率100%を目指すとともに、デジタル化・BPRによる業務効率化を牽引する職員60名の育成を目指すものであります。

事業期間は、令和5年度から令和7年度までであります。

25ページを御覧ください。

新規事業「キャッシュレス決済利用環境整備事業」についてであります。

予算額は61万2,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的としましては、県民や県内事業者の皆様各種手続の利便性の向上等を図るため、新たに電子申請によるキャッシュレス決済が利用できるシステムを整備するものであります。

事業概要の(1)事業の内容としましては、電子申請システムにキャッシュレス決済機能を追加し、クレジットカードでの決済の仕組みを整備することで、対象となる手続を順次拡大するものであります。

(2)事業の仕組みとしましては、民間事業者への利用料を負担し、実施します。

(3)成果指標としましては、令和5年度から令和7年度にかけて、電子申請システムによるキャッシュレス決済の手続につきまして、合計52手続を整備することを目指すものであります。

事業期間は、令和5年度から令和7年度までであります。

資料の26ページを御覧ください。

新規事業「ひなたGIS防災オープンデータ利活用促進事業」についてであります。

予算額は4,395万6,000円で、財源は一般財源と国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたします。

事業の目的としましては、浸水想定区域などの暮らしの安全・安心に関わる重要な情報を、スマートフォンやSNSを通じて、県が独自に開発しましたひなたGISを活用し、分かりやすく県民の皆様提供することで、住民の防災意識の向上や防災情報の利活用促進を図るものであります。

事業の概要の(1)事業の内容としましては、まず①SNSツール利活用拡大事業では、宮崎

県公式LINEを機能拡張したチャットボット——いわゆる自動応答の仕組みですが、こちらに防災等の情報を掲載するほか、ひなたGISとの機能連携を行います。

また、②防災GISオープンデータ実装事業では、ひなたGIS上で防災情報が提供できるよう、ひなたGISのメニュー改善とデータ実装を行います。

(2)事業の仕組みとしまして、民間企業への委託で実施いたします。

(3)成果指標としましては、令和5年度末までに、県公式LINEの登録者数2万人及びひなたGISの年間アクセス数24万5,000件を目指すものであります。

事業期間は、令和5年度の単年度事業であります。

○堀みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

常任委員会資料の27ページを御覧ください。

みやざき文化振興課の補正予算につきまして、左から2列目の補正額にありますとおり、9,775万9,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目104億8,523万2,000円となっております。

補正の内容につきましては、28ページを御覧ください。

上から5行目の(事項)私学振興費の1、私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業、2、私立学校生徒寮食緊急支援事業の2つの事業につきまして、29ページから30ページの資料で御説明いたします。

29ページを御覧ください。

まず、私立学校光熱費高騰対応緊急支援事業であります。

予算額は8,512万1,000円で、財源は国の臨時交付金であります。

事業の目的ですが、電気・ガス料金等、エネルギー価格の高騰に直面する私立学校設置者に対しまして、光熱費増加額を補助するものであります。

事業内容及び事業の仕組みについては、補助率10分の10以内、生徒1人当たり5,070円を上限に、県から私立小中高等学校及び専修学校の設置者である学校法人に対して補助するものです。

成果指標につきましては、県内の私立学校・専修学校における光熱費増加による影響を緩和することで、教育の質の確保や学校経営の安定、保護者の負担増加の抑制が図られるものと考えております。

次に、30ページを御覧ください。

私立学校生徒寮食緊急支援事業であります。

予算額は1,263万8,000円で、財源は国の臨時交付金であります。

事業の目的ですが、原油価格や物価高騰等に直面する私立学校生徒寮の安定的な寮食の実施及び学校や保護者の負担軽減を図るための支援を行うものです。

事業内容は、私立学校の実施経費に対する補助で、補助率は10分の10以内であり、寮を保有している私立の高等学校・中学校を対象としております。

成果指標については、食材費高騰の影響によって、生徒寮の寮食の食材の種類や量を変えることなく、生徒に必要な栄養バランスや量を確保した寮食が提供されるものと考えております。

続きまして、31ページを御覧ください。

議案第10号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

宮崎県立芸術劇場の舞台機構改修工事の請負

契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、県議会の議決をお願いするものであります。

1、工事請負契約の概要ですが、工事の名称は宮崎県立芸術劇場舞台機構改修工事、契約金額は11億5,500万円、契約の相手方は三精テクノロジー株式会社九州営業所で、この事業者は、当劇場の建設時に専用の舞台機構設備を設計・施工し、以降、一貫したメンテナンスを実施しております。

契約の方法は随意契約、工期は契約発効の日から令和6年12月31日までであります。

2、工事の概要ですが、工事場所は宮崎県立芸術劇場で、平成5年に開館いたしました。

内容は、コンサートホール、演劇ホール、イベントホールの3ホールの舞台機構の改修工事であります。

改修する主な舞台機構設備は、吊物機構のマシン99台、床機構11台などであります。

32ページを御覧ください。

舞台機構につきましては、下のほうに米印で記載しております。

演劇や音楽などの舞台公演において、ステージの床や天井から吊り下げた照明器具を昇降させたり、どんちょうを開閉させるなどして演出効果を高めておりますが、舞台演出に欠かせないこうした設備や、これらを連動させて一体的に作動させるためのコンピューター制御によるシステム回路が舞台機構であります。

工事の目的ですが、劇場は平成5年の開館から30年経過し、舞台機構設備は老朽化し、更新時期を迎えております。設備の不具合による事故を未然に防ぐとともに、より質の高い舞台公演を提供し、今後とも県民の舞台芸術活動の拠点としての役割を担っていくため、今回改修工

事を行うものです。

33ページを御覧ください。

3、工事の実施に向けた検討であります。

令和2年度から令和4年度にかけて、可能な限りの経費節減と工期短縮を図るため、改修時期や方法について検討してまいりました。

まず、工期の前倒しですが、当初は宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、令和2年度から令和11年度までの10年間をかけて、段階的に改修する予定としておりました。

しかしながら、令和5年度から劇場の天井改修工事を実施することとなったため、客席撤去や足場設営などを共通化することで、工事費の節減や工期短縮が図られることから、舞台機構のうち改修が必要な設備を一括して天井工事と同時施工することといたしました。

これによる節減効果は記載のとおりです。

施工対象ですが、舞台機構のうち改修が必要な部分を精査し、全面改修と部分改修について工事費と工期を比較検討し、更新が必要な設備のみを改修する部分改修とすることといたしました。

これによる節減効果は記載のとおりです。

34ページを御覧ください。

契約方法ですが、舞台機構設備は、ホールの構造や利用形態に合わせた専用の設備であり、機器類に加えそれらを連動の上、作動させる制御プログラムについて、劇場建設時の施工業者が設計・開発の上、設置し、その後も一貫したメンテナンス等を行っております。

また、舞台機構設備は、この独自の制御プログラムの下で各設備が最適に動作することが前提となっており、設計図書などでは確認し切れない施工業者独自のノウハウが凝縮したものであるため、ほかの業者では詳細を知り得ないも

のとなっております。

このため、今回の改修工事を実施できるのは劇場建設時の施工業者であります三精テクノロジー株式会社しかなく、随意契約を行うこととしたものです。

なお、他ホールの例を記載しておりますが、他のホールの工事においても同様の取扱いとなっております。

しかし、本県の場合、米印に記載のとおり、経費節減や休館期間の短縮の観点から3つのホールを同時に改修するため、一部の設備やホールのみを改修する他県の工事より事業規模は大きくなっております。

○中尾総合政策課長 常任委員会資料35ページを御覧ください。

議案第15号「宮崎県総合計画の変更について」であります。

こちらにつきましては、5月の常任委員会でお示しさせていただいたものと同様でございますが、改めて説明させていただきます。

まず、1、アクションプランに係る策定経過ではありますが、昨年8月から、総合計画審議会や専門部会での議論を重ね、内容を検討してきたところであり、その間、大学生や市町村との意見交換、パブリックコメントも実施した上でアクションプランの案を取りまとめ、今月初めの6月2日に審議会から答申をいただいたところであります。

次のページに記載しておりますが、宮崎県総合計画は長期ビジョンとアクションプランで構成され、このうち令和22年(2040年)に目指す将来像と、これを実現するための今後の方向性を示した長期ビジョンにつきましては、昨年9月の議決を経て、策定済みでございます。

今回、議案として提案しておりますアクション

ンプランにつきましては、この長期ビジョンや知事の政策提案等を踏まえ、令和5年度から令和8年度までの4年間に重点的・優先的に取り組む施策等を示す実行計画であり、図の下の点線で囲んでおりますが、プランは5つの重点プログラムで構成しております。

それでは、各プログラムについて御説明いたします。

次のページを御覧ください。

まず、プログラムⅠとして、喫緊の課題である「コロナ禍・物価高騰等からの宮崎再生」を掲げております。

医療・介護提供体制の充実や医療・福祉人材の確保・育成対策の強化などを図り、県民の命や健康を守る地域医療・福祉の充実を推進するとともに、長引くコロナ禍や物価高騰などにより大きな影響を受けている県民の暮らしや県内経済を早期に回復させ、本県を再び成長軌道に乗せていくために、生活困窮者への支援をはじめ、中小企業・事業者の支援、観光の需要喚起など、機動的・効果的な施策を展開してまいります。

プログラムⅡ「希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり」では、今後の社会の在り方を中長期的に展望しながら、将来の飛躍に向けた礎づくりに向けて、「希望ある未来への挑戦」を掲げ、様々な分野のデータ連携によるスマートシティの推進、次世代モビリティやメタバースなど、未来技術の活用検討などチャレンジ性の高い施策にも取り組むとともに、交通・物流ネットワークの維持・充実、命や暮らしを守る災害に強い県づくりの政策により、本県が持続的に発展していくための土台づくりを推進してまいります。

プログラムⅢ「「みやざき」の未来を創る人材

の育成・活躍」では、合計特殊出生率や出生数の回復等に向け、結婚支援や妊娠・出産に関する相談体制の充実や男性の家事・育児等への参画推進など、子供を産み育てやすい環境づくりを推進するとともに、宮崎で生まれた若者たちが、地域の一員として郷土への誇りや愛着を持ち、宮崎の未来を切り開く力として成長すること、また、女性や高齢者、障がい者、外国人など一人一人が個性や能力を発揮できる社会づくり、県民誰もが希望に応じてスポーツや文化活動を楽しむことができる環境の充実などを推進してまいります。

次のページを御覧ください。

プログラムⅣ「社会減ゼロへの挑戦」では、これからの時代の担い手となる若者・女性の県内就業の促進や移住・U I Jターンの促進、関係人口・交流人口の拡大などを図るとともに、人口減少下にあっても生活に必要なサービスを維持し、安心して住み続けられる持続可能な地域づくりに向けた政策を推進してまいります。

プログラムⅤ「力強い産業の創出・地域経済の活性化」では、デジタル人材など本県産業を支える人材の確保・育成をはじめ、スタートアップ企業の育成や県内企業の海外展開の支援などにより新産業の創出と地域経済の活性化を図るとともに、先端技術の活用による生産性向上や国内外への販路拡大などを通じて、本県の基幹産業である農林水産業の成長を促進してまいります。

なお、それぞれのプログラムごとに各種指標を定め、毎年度、取組内容や目標の達成状況等について、総合計画審議会による評価、検証等を行いながら、次年度以降の施策展開に生かしてまいります。

○湯地中山間・地域政策課長 委員会資料の39

ページを御覧ください。

議案第16号「宮崎県中山間地域振興計画の変更について」であります。

本計画につきましては、昨年度から変更の作業を行い、当委員会におきまして、11月に計画の骨子案を、そして2月に素案を説明させていただきましたが、今回、パブリックコメント等を経て計画案がまとまりましたので、議案として提案させていただいたものであります。

まず、1の計画変更の趣旨についてですが、急速な人口減少等から生じる様々な課題に対応するため、令和5年度から令和8年度までの4年間に、中山間地域において取り組むべき施策を示す新たな計画へ変更するものであります。

次に、2の策定経過についてですが、詳細は触れませんが、令和4年2月の26市町村との意見交換を皮切りに、集落状況調査や集落代表者等との意見交換なども行いながら現在に至っております。

資料の40ページを御覧ください。

計画の概要についてですが、こちらを説明する前に、別冊の宮崎県中山間地域振興計画(案)を使って、中山間地域の現状と課題等について説明させていただきたいと思っております。

宮崎県中山間地域振興計画(案)の4ページをお開きください。

第2章の中山間地域の現状と課題等でございます。

人口減少や高齢化に関するデータを掲載しておりますが、ここでは4年前に実施した調査との比較で、特に厳しい2つの内容について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1つ目は、上の表の中山間地域の集落の状況でございます。

これは、中山間地域を有する市町村に対して、当課で行いましたアンケート調査結果になります。

この調査は、計画策定時及び変更時の4年ごとに実施しておりまして、表の一番右下の欄を御覧いただきますと、中山間地域にある1,861集落のうち、1割を超える234集落が、「いずれ消滅する又は10年以内に消滅する」と見込まれております。

4年前の調査では62集落でしたので、かなり増えている状況でございます。

次に、7ページを御覧ください。

2つ目が上の表の、中山間地域の日常生活における問題であります。

こちら市町村に対するアンケート調査の結果ですが、「買物、交通手段、病院の3つに関して日常生活において問題が生じているか」との問いに、「問題が生じている」集落の割合がいずれも6割前後となっております。4年前の調査から10ポイント前後増加している状況にあります。

続きまして、11ページを御覧ください。

ここからは、中山間地域を取り巻く環境の変化について掲載しております。

中山間地域全体は、先ほどの2つの調査結果を見ても厳しい現状がありますが、一方で、表にありますとおり、県外からの移住世帯数の増加など、新たな人の流れや、次の12ページに記載しておりますデジタル化の進展や持続可能な社会に関する関心の高まりなどもあり、こうした動きをうまく取り込んでいくことが必要であると考えております。

常任委員会資料の40ページにお戻りください。

3、計画の概要についてであります。

先ほどの中山間地域の現状と課題や取り巻く

環境の変化、市町村や集落代表者等との意見交換の内容、さらには中山間地域の課題が固定化している現状を踏まえ、基本的には令和4年度までの前計画を踏襲する内容となっております。

まず、目指す将来像を「人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域」としております。

重点施策につきましては、「ひと」「生活」「しごと」の3つを柱として施策の方向性を定め、それぞれに4年間に取り組む重点施策を記載しております。

また、これまでも継続的に取り組んでいる産業基盤の整備等については、「継続して行う基盤づくり」として整理しております。

常任委員会資料の41ページを御覧ください。

ここからは、「ひと」「生活」「しごと」の3つの柱、それぞれの施策の方向性等について御説明いたします。

まず、4、施策の展開の(1)ひとにつきましては、①施策の方向性として、急速な人口減少や少子高齢化の影響を少しでも低減するため、地方での子育てを希望する若い世帯を含めた移住・定住の促進や、若者の県外流出の抑制、地域を担う次世代の育成、外部人材の活力の取り込み、さらなる関係人口の創出・拡大に取り組むこととしております。

②の重点施策につきましては、42ページにかけてのアからエのとおりで、新たなものとしては、42ページのウ、外部人材の活力の取り込みの上から3番目の特定地域づくり事業協同組合の設立を検討する市町村等への支援や、エ、さ

らなる関係人口の創出・拡大の上から2番目の中山間地域における企業等の事業所開設に取り組む市町村の支援といったものがございます。

43ページを御覧ください。

次に、(2)生活につきましては、①施策の方向性として、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」を市町村と連携して進めていくとともに、地域住民や多様な関係団体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成促進や、子育て環境の充実、防災・減災に向けた体制づくりなどに取り組むこととしております。

また、中山間地域が持つ多面的機能の維持・保全や地域資源等の魅力発信などの取組を推進してまいります。

②重点施策につきましては、Iの「宮崎ひなた生活圏づくり」では、44ページにかけてのアからエのとおりで、IIの「くらしのゆたかさの継承」では、ア、イのとおりですが、一番重要な部分としては、43ページのア、日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保のための取組等への支援で、交通、買物、医療・介護、福祉の各分野において、総合的に取り組んでいくこととしております。

次に、45ページを御覧ください。

(3)しごとにつきましては、①施策の方向性として、農林水産業をはじめとする中山間地域の産業を支える担い手を確保・育成するとともに、地域の特性に合った産業の振興や地域資源を生かした稼ぐ力の向上を図ります。

また、ICTなどを活用した新しい技術や、事業の複合化、分野横断など、新しい手法を導入するとともに、地域経済循環を促進し、中山間地域における「しごと」を守り、次世代に引

き継ぐ環境づくりに取り組みます。

②重点施策につきましては、46ページにかけてのアからオのとおりで、特に農林水産業に関しては、45ページのイ、中山間地域の特性に合った産業の振興や、46ページのエ、新しい技術や手法の導入にありますとおり、半農半X、マルチワーク等の複合的経営等への支援や、スマート農業・林業、さらには漁業へのICT活用などに取り組んでいくこととしております。

最後になりますが、47ページを御覧ください。

5、主な目標指標ということで、「ひと」「生活」「しごと」の3つの柱ごとに整理した内容を記載しておりますが、詳細については省略させていただきます。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○岩切委員 中山間地域で地域運営組織というものをつくっていききたいということで、大事な目標だと思うんですけども、既に何か所かでモデル的なものがあるというお話でしたので、どこどこあたりをイメージしているのか御紹介いただけますと、私どもも見に行きたいなとも思うんですが、いかがでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 先ほどお話した中で、例えば、高齢者の互助輸送については、串間市の本城地区、西都市の東米良地区、配食サービスについては、椎葉村の松尾地区、買物支援につきましては、日南市の酒谷地区などがございます。そのほかにも、自家用旅客運送というのがあるんですが、それについては、都城市の庄内地区などがございます。

○岩切委員 既にそれだけのいろんな取組がおりだということなんですけど、新たに取り組まれる地域の目標としては3地域ということならば、少し少ないかなという印象を受けたんです

が、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 お示した具体的に取り組んでいらっしゃる地域以外にも、いろいろと取り組まれている地域がたくさんある状況がございます。また、今回の地域運営組織については一から立ち上げることにありますので、目標を3地域としています。

今後、地域リーダーを養成するための研修を市町村や集落の研修会などで行いますが、そういった中で、いろいろなケースを紹介しながら、どんどん県内に広めていきたいということで、この3地域につきましては、モデルケースとして位置づけております。

○岩切委員 地域運営組織という表現では理解がなかなかなんですけれども。何かこういう呼び名で親しみを持ちましようとか、先ほど幾つか御紹介いただいたところでは、そのグループ名をこういうふうに呼んでいますというのがあったら教えていただけませんか。

○湯地中山間・地域政策課長 例えば、何とか地区まちづくり協議会とか、地域協議会とか、そういったのが多いんですが、他県ではコミュニティセンターとか、そういった呼び名も使っていたりしますので、呼び名は各地区で考えていただいてもいいのかなと思っています。

○坂本委員 今、岩切委員が質問されました内容と関連しますけれども、地域運営組織は、実態としては、例えば、宮崎市でも行われていますけれども、まちづくり協議会とか各自治会とは違うんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 あくまでも地域運営組織というのは呼び名であって、例えば、先ほど申しましたような交通とか買物とか、日常生活に生じている問題を地域で解決していくのであれば、自治会もまちづくり協議会も当然、

地域運営組織になると思いますので、仮に自治会がそういう活動を行ってれば、自治会がその地域運営組織ということになると思います。

○坂本委員 総務省の「地域運営組織について」というところを見ているんですが、九州でも45%ぐらいが地域運営組織を有しているというデータがありまして、これからすると、名前としては既に県内でも地域運営組織を語っているところはある。ただ、中身がなかなかうまく活用されていない、運用、活動されていない中で、今回の事業では、しっかりこのモデル地域を設定して、中身を充実させていきたいと思いますという位置づけでよろしいのでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 おっしゃるとおりです。一応、毎年総務省が調査している市町村の地域運営組織のデータでは、令和4年度で県内に122組織あるとなっているんですけども、それはほとんどが自治会とか、まちづくり協議会ということで、どちらかというとイベントなどを中心に活動されているところが多いと。

我々としては、そこから先の部分、日常生活の課題について地域で考えて、実際に互助輸送とか、そういったことに取り組んでいく組織を地域運営組織と考えております。

○坂本委員 続けて質問させていただきます。

常任委員会資料の10ページ、「物流の2024年問題」に向けた物流効率化対策事業についてお伺いします。

これも、今、新聞等でも話題になっていますので関心が高いと思いますが、宮崎県内における物流の2024年問題の一番の課題といたしますか、どこが一番影響が出るのかについて、どう認識なさっているかをお聞かせください。

○佐野総合交通課長 御質問いただきましたように、この物流の2024年問題は、来年の4月か

ら、年間のドライバーの時間外労働時間が960時間に制限され、また、年間の拘束時間も3,300時間に制限されるということで、これまで長距離輸送において一人のドライバーが時間外労働で担っていた部分が、そこまで運べなくなる。マンパワー含めての問題で、そこが一番大きな課題ということで、私どもも今、運送事業者含めてヒアリングは行っているところです。

国の試算では、これどおりの制限が加わると、九州から19.1%の物が運べなくなるんじゃないかということございまして、ドライバー不足等々を含めて、どう対応していくかが一番の課題だろうと認識しているところでございます。

○坂本委員 今回の対策事業は、今お答えいただいたとおり、九州からもしくは宮崎から、県外、都市部への輸送体制を維持していく、活性化していくという内容になっていると思うんですが、一方で、いろいろ話を聞いてみますと、県内、地域内で、この物流の2024年問題というのは心配ないのかなと。特に宅配便、宅急便等に影響が出るのではないかと危惧されている声があるんですけども、そこについての御見解をお願いします。

○佐野総合交通課長 私どもがいろいろ聞いている限りのところであると、宅配の最後、消費者にお届けする部分については、そこまで常日頃から時間外に拘束されているわけではないので——当然、大手の宅配業者あたりについては、この問題に対応するために、既に中継拠点をいろいろとつくって、リレーしながら遠くに運んで——末端の御自宅等に届ける部分については、この問題でそこまでの影響はないとは聞いているところでございます。

○坂本委員 いろいろと聞いてみますと、各宅配業者、宅急便の業者、個人でやってらっしゃ

る方も含めて、やはり人手不足であったり働き過ぎなど、かなり深刻な問題を抱えてらっしゃるようです。

その中で、宅急便の会社の方たちから要望として出ているのが、今、都城市か三股町でやってらっしゃると思うんですけども、宅配ボックスが置いてあって——都市部ではよくあるらしいんですが、駅前で暗証コードを入れて受け取りをするような場所が設置してある。これは三股町で実験的にやってらっしゃるという話を聞いています。

それから、すごく大きい話になりますけれども、住宅建設の場合に、新しいアパート、マンション等に、いわゆる置き配のための箱が設置してあります。これを個人住宅にも、ぜひ、設置の義務づけができれば、それが一番いい。もしくは、設置に対しての補助等、そういうところから考えないと、宅配便自体、今までのようなサービスを維持できなくなるという声が出ているんです。

これは今後の検討課題というか、要望として上げさせていただきます。

○佐野総合交通課長 この2024年問題につきましては、本当に大きな問題で、宅配便の再配達の問題だったり、多分、国を挙げて、今後いろいろと取り組んでいく形になろうかと思っておりますので、先ほどいただいた御意見も参考に、私どもとしても引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○坂本委員 続けて、交通関係で、県内のバス、タクシーの人手不足の状況について、どのように把握されているか教えてください。

○佐野総合交通課長 バス、タクシー、それぞれ事業者から聞き取りをしまして、バスについては、コロナ禍前からすると40人、タクシ

ーについては250人、ドライバーが減少しているところがございます。

○坂本委員 今回のこの対策事業にも関わることなんですが、この人員確保のために、まず県内全域の中で地域ごとのばらつきというのは見られないんでしょうか。例えば、宮崎市はもう十分間に合っているとか、過疎地域が全然足りないとか、そういった状況はいかがでしょうか。

○佐野総合交通課長 バス事業者については、ほとんどは宮崎交通が運行されているので、その中でいろいろと配置含め回していらっしゃると。タクシーについては、総じて不足しているというふうな現状と認識しております。

○坂本委員 私もタクシーについて大変心配だなど思っていてまして、実際、利用する際に、かなり高齢化していらっしゃる。かなり人が少ない。タクシー会社も保有台数ほどは稼働できない実情があると聞いています。

今回、高齢者対象のプレミアム付きタクシー回数券を発行されますけれども、この事業が成り立たない。もう少し具体的に言うと、プレミアム付きタクシー券が使えないという状況はないでしょうか、大丈夫でしょうか。

○佐野総合交通課長 このプレミアム付きタクシー券につきましては、昨年度、商工観光労働部で、観光客の誘致ということで、相当の枚数を発行されて、かなり好評だったとお聞きしているところがございます。

そういったところも受けまして、今回、私どもものほうから、免許返納者等へのプレミアム付きタクシー券をお願いしておりますけれども、昨年の実績を見ても、使えない地域があったとは聞いておりませんので、今回も大丈夫だろうと思っているところがございます。

○二見委員 少し関連してなんですが、今回、

タクシーの二種免許を取るのに、県のほうから支援して、その支援した部分については、新規就業者の待遇改善につなげてもらうということなんですけれども、行政側として、それをちゃんとやったかの確認というか、担保は取れるんですか。

○佐野総合交通課長 委員御指摘のとおり、私どもとしては、今回の肉づけ予算で、この人手不足の対策に踏み込もうといったところでございます。待遇につきましては、各タクシー業界含め、いろいろと意見交換をする中で、やはり、免許を取得するまでの研修期間等は14～15万円くらいが3～4か月続くとか、そういうお話もありますので、ぜひ、そこは一時金という形で、待遇改善につながるように、その確認については、私どももしっかりやっていきたいと思っております。

○二見委員 あと一つ、今働いていらっしゃる方とのバランスですよね。継続してもらわないといけないというか、今のこの大変な時期をずっと頑張って乗り切ってこられた方々もいらっしゃるわけなので、新規ばかり優遇されるのも、社内の雰囲気が悪くなるといけないなど。私もタクシーに乗ったりしたときにお話を聞いたりするんですけれども、そういった内輪の話もあるものですから。これは企業側、会社側の配慮だと思うんですけれども、そういったところまで、ちょっと気にかけていてもらったほうがいいのかなとは感じたところでした。

○佐野総合交通課長 今、御指摘いただいたところは、実際事業を執行する段階になったら、丁寧に対応をしてまいりたいと思います。

○二見委員 先ほどの「地域運営組織」形成促進事業のことでお伺いしたいんですけれども、委員会資料の16ページです。

モデル地域において外部専門家による運営組織の形成を支援ということですが、何地域、どこでやろうとされているのか教えていただけますか。

○湯地中山間・地域政策課長 まだ調整中というところはあって、予算が通ってから各市町村と調整をしていきたいと思っておりますけれども、できるだけ山間地域とかは入れていきたいなとは思っているところです。それとやっぱり、やる気があるところを市町村と話をして、ピックアップしていきたいと思っています。

○二見委員 この3月で退職された県職員が、美郷町の地域おこし協力隊に就任されて、今、奮闘されているみたいですので、特命で行ったのかなって思ったんですけれども、そうではないんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 私自身は辞めた経緯はよく知らないんですけれども、今でも連絡は取り合っています、美郷町が24地区全てで地区別定住戦略というのをつくっているんですが、その担当ということですので、今後、一緒にやっていけるようなことはあるんじゃないかなと思っています。

○二見委員 余談だったかもしれませんが、非常に優秀な方だったと思います。やる気にあふれている若手だったですもんね。県としては非常に大きな損失かなと思いますが、これが各中山間地域とかの発展につながる大きな一歩になっていけば、これはまた県としても大きな収穫というか効果だと思うので、まだ連絡を取っていらっしゃるということだったから、今後、私も期待しながら見守っていきたいと思っています。

○脇谷委員 まず、委員会資料の12ページ、総合交通課の宮崎再生基金を使った地域交通再生・活性化事業で、シニアパスについてです。

今までの65歳からの悠々パスが今度はシニアパスで一律200円ということですが、都城市とか宮崎市には、よく皆さん方が「100円バス」と言われる70歳以上から100円の敬老バスカというのがありますよね。これは、全県で65歳以上までは悠々パスの200円で、70歳以上の100円バスは各市町村、勝手にやってくださいという感じなんですか。

○佐野総合交通課長 今、委員よりお話がございましたとおり、70歳以上につきましては、宮崎市、都城市等、域内にどちらか入っていれば、敬老バスカで100円という形でされているところでございます。

市町村が独自でやっている70歳以上のところは、どちらかという福祉的な意味合いも込められているところですが、今回私どもが考えているシニアパスというのは、全県65歳以上の皆様が御利用できる形で、市町村の域を超える路線を含めて、全てを一律200円という形なので、若干そこは違うのかなと思っているところでございます。

○脇谷委員 ということは、宮崎市や都城市以外は65歳以上ということで、その一律200円はできるということでしょうか。

○佐野総合交通課長 例えば、宮崎市内の方で、70歳を超えていて、敬老バスカを持っていらっしゃる方が市内を移動される時は、100円のほうがお得なので、そちらを選択していただく。もし遠くへの路線を使われる場合はシニアパスを使って200円で御利用いただくという使い分けが出てくるのかなとは思いますが。

○脇谷委員 それに関しては、市町村ごとにちょっと変わっていくんじゃないかなとは思ったところでした。

もう一つ、委員会資料の11ページなんですけ

れども、燃油高騰の折、バスやトラック、フェリーなどへの補助がありますが、台数がバスは550台、トラックは5,460台、フェリー2隻と書いてありますけれども、これは全部のバスを積み上げた数なんですか。

○佐野総合交通課長 国のほうに登録をされている登録台数を基に、昨年の6月補正からお願いしている予算になりますけれども、その後2回の実績を積んできていますので、対応する台数については若干の補正をさせていただきながら、出しているところでございます。

○脇谷委員 ちょっと分からなかったんですけども、つまり不公平感がないかというのを聞きたかったんです。フェリー2隻は宮崎カーフェリーでしょうし、RORO船は1隻しかないのかというようなことを聞きたかったんです。

○佐野総合交通課長 失礼いたしました。県内に本社を置く会社で、RORO船については、日向市の八興運輸株式会社しかない。フェリーは当然ですけれども。例えば、トラックについては、道路運送法上、人の荷物を運ぶための、いわゆる緑ナンバーの取得の際に、国にトラックを登録しないとイケません。そういったところで、台数については不公平感のないように対応しているところでございます。

○脇谷委員 分かりました。もう一点いいでしょうか。委員会資料25ページのキャッシュレス決済利用環境整備事業、これ、ぜひやってもらいたかったんですが、予算は61万円しかないんですけれども、これは何代になるのでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 これは、県が利用している電子申請システムにオプションでついてる機能を追加するための利用料になります。

実は、手数料がかかる申請は500件以上あるんですけれども、例えば、添付資料が要るだとか、

条例の改正が要るだとか、いろいろなものがありますので、まずは取りかかりやすいところから取りかかって、環境を整えば、また、追加するというので、この3年間の目標としては52申請を目指すということで考えております。

○脇谷委員 クレジット会社への手数料がすごく高いから全然進まないとはよく聞くんですが、これはもっと整備した後になるんですか。

○甲斐デジタル推進課長 今のところ、この手数料については積算の中に入れております。

ただ、ほかの手続で手数料が個人負担のものがありますので、そこは少し精査をしながら、どういうやり方がいいかを考えていきたいと思っています。

○二見委員 産業デジタルリスクリング推進事業についてお伺いしたいんですけども、今回経営層、デジタルリーダー、デジタル推進員、それぞれの研修をされるということですか。

僕は詳しくはないんですけども、いわゆる国家資格との関係はどうなんですか。一般的に国家資格というのは、ほかの資格もそうだと思うんですけども、企業の採用等で、有していることが結構大きいメリットなんじゃないかなと思うんです。じゃあ、この研修を受けた後、それをどう生かしていけるのか、国家資格につながるような研修なのか、そうじゃないのか、教えていただけないですか。

○守部産業政策課長 このデジタルリスクリング推進事業は、そもそも会社勤めの方々が受ける研修でして、委員から御質問いただいた国家資格につながるかという点、内容によってはつながる可能性はあるんですが——要は、各階層ごとに、実務に即した形でやっていきたいと思っています。例えば、③のデジタル推進員向けでありましたら、今、自分がやっている仕

事がデジタル技術を使って効率化できないかというような気づきになるような研修ができればなということと、②のデジタルリーダー向けであれば、今ある業務を少し変えただけで、デジタル技術が簡単に安くで入るといったような研修だとか、①の経営・マネジメント層向けであれば、将来自分たちの会社が残っていくために、こういった技術を入れていくと新たな社会的な役割を持てるかといった視点で、今回、研修をしようと思っています。ですから、今回の研修を通じて、さらに高度な技術、ITパスポートのような国家資格等の研修を受けたいと思うきっかけにはなるかと思っています。

○二見委員 大体分かりました。要するに、企業の社員、経営者なりが、今の自分たちの業務の効率化を図るために、こういった視点が必要か——それはやはり外注になりますよね。自分たちでできるようなレベルじゃないと思うんです。いわゆるデジタル技術関係の専門的な企業とか、そういったところに委託するというか。実際に変えていこうといったときには、そういったところを活用するんですか。それとも自社内でできるようなことを想定しているんですか。

○守部産業政策課長 いろんな場合があると思っています。例えば、今まで紙ベースで見積りや発注をしているところを、デジタルでスキャンニングするAI-OCRのような既存の技術があるものなど、IT技術ベンダーが改めて入ることがないケースもあるかと思います。ちょっと高度なもの、例えば、AIカメラを搭載して、そのカメラが識別してタブレットなんかでデータを起こすといった形になると、自社ではできないケースもあるかといったところで、ケース・バイ・ケースになるかと思います。

それが先ほど説明させていただいた産業デジ

タル実装支援事業につながっていけばいいのかなと考えております。

○二見委員 やっぱり、IT関係の技術とかスキルを学ぶ面では、都市部に比べると、宮崎はどうしても弱い部分はあるんだろうなと思って。

実際、ITパスポートというの、週に1回ぐらいはこっちでも試験をやっているんですよ。それを宮崎県で受けている人が何人いて、どれぐらいの人が資格を取得しているのかとか、いわゆる宮崎のデジタル化を進めていくためのバックボーンというか。ITパスポートから、基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジストとかマネージャーとか、いろいろあるみたいですが、そこら辺は何か県のほうで把握している情報はあるんでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 この資格については、都道府県別のデータは公開されておりますので、何人というのは分かるんですけども、誰かとか、どこに所属しているかまでは分からないところでございます。県庁内にも資格取得者はもちろんおまして、私も課長になったときに頑張ってITパスポートを取ったんですけども、やはりそういった知見を得ながら、さっき産業政策課長も申しましたけれども、どういうツール——本当にシステムにお金を出してやらなきゃいけないのか、それとも、例えばエクセルでもできるようなものがあるのかなどを見極めていくことが大事だと思いますので、そういう見極めができる人材を県庁でも市町村でも、そして産業界でもたくさん増やしていくことが大事かなと感じております。

○二見委員 ちなみに県庁内での、そこら辺の進み具合というのは、どのように考えていらっしゃるんですか。

○甲斐デジタル推進課長 有資格者については、

正直まだ、どこに何人いるというのは把握できていないんですけども、例えば当課には一番高い、レベル4の資格を持った職員がおりますし、ほかの所属にもそういう資格を持っている人たちが何名かおります。ただ、全体としてはやはり足りないなと感じておりますので、そこを育てていくことも大事かなと、全職員のリテラシーを上げていかなければいけないと感じているところでございます。

○二見委員 もう一点、ITパスポートを取られたとのことでしたけれども、それで何か見えてくるものが変わったとか、何かありますか。

○甲斐デジタル推進課長 英検に例えますと4級レベルですので、本当に初歩の初歩の資格でございます。ただ、ベンダーの方と話をするときの専門用語ですとか、どういう趣旨で言っているのかが分かるようになったり、逆に、私がどういうところが分からないという質問ができるようになりましたので、レベルが上がっていくとより深い話ができるようになっていこうと。かつ、これから高度なシステムを入れていくに当たっては、ちゃんとベンダーの方と渡り合える職員を、これから増やしていかなければいけないと感じているところでございます。

○二見委員 そういうふうに職員の皆さんのスキルが上がっていくことによって、業界とのネットワークができてくると思うんです。

宮崎県だけじゃなくて、よそのいろんな企業ともつながっていくためにも、仕事と資格試験の両立は大変だと思いますけれども、県内、出先機関もたくさんありますから、どんどん皆さんで努力して、頑張ってください——私も頑張ってみようかなと思います。

○坂本委員 このデジタルリスティング推進事業のスキームを教えてください。この研修の対

象者は個人ということになりますか。

○守部産業政策課長 はい、これは個人になります。基本的に会社にお勤めしている方々が対象で、受けるのは個人という形になります。

○坂本委員 人選というのは、どういう形で進められるんですか。

○守部産業政策課長 今回、議決をいただいたら、まずは民間企業に募集を含めて委託します。

その中で、この事業について各会社、事業所のほうに県の広報やネットなどを通じてPRしていきますので、その中で募集が多い場合は——今回、①の経営・マネジメント層はリアルなんですけれども、②のデジタルリーダー向けは、リアルとオンラインのハイブリッド。③のデジタル推進員は、一番いろんな仕事を持っていらっしゃる大変な方たち向けということで、基本的にオンラインですので、基本的には受けたい方たちについては、受けられるような体制になっているかなと思っております。

○坂本委員 加えて、その前の産業デジタル実装支援事業にも関係するんですけれども、このデジタル化については、民間事業者の方たちが結構意識を持っていて、かなり進んでいるという印象は持っているんですが、一方でこういったことが事業として挙がってくるということは、県内全体でなかなか進んでないという実情もあるのかなと理解しています。

各産業ごとにかなりばらつきがある、差が出ているのかなという気もするんです。例えば、建設業なんかかなり進んでいるように思うんですが、実態を把握なさってましたら教えてください。

○守部産業政策課長 細かな実態までは把握していないんですが、企業のアンケート調査では、デジタル人材がないとか、デジタル化したい

けれどもなかなかやれていないというような声が多くありましたことから、こういった形でレベルを分けてやっていこうと考えております。

本県におきましては、特に中小企業が多いということで、なかなかデジタル化まで手が回らないといったところがあります。

また、後ほど説明させていただくことになっているんですが、そういった何をしていいか分からないといったところの相談窓口を今月設置する予定にしております、そういったところを総合的にやりながら、県内産業界のデジタル化を推進していければいいなと考えております。

○坂本委員 デジタル化はすごく曖昧なふうに捉えられがちなものですから、ここに記載しております、例えば、ペーパーレス化とか、デジタル技術等の導入、AI等の活用等、そういった項目で結構ですので、具体的に県内のデジタル化を進めていく際の指標に沿った形でしっかり実態を把握していくことが大事じゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩切委員 情報システムの標準化なんですけれども、今、マイナンバーカードを通じて様々なヒューマンエラーがどうのこうのという話になっています。今から市町村に共通のシステムを入れるアドバイスをしていくという流れなんです、そのあたりの情報の正確な扱いとか——ガバメントクラウドというのがつくられていくということなんですけれども、セキュリティーだとか、情報のひもづけの誤りとかが大量に発生してはならないと思います。そのあたりのやり取りとかは、もう既に議論はされているところなんではないでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 これは国レベルで取り組んでいく大きな流れの中で、我々も一生懸命やっているところでございます。

今回、基幹システム——住民基本台帳とか、そういった非常に重要なデータが入っているシステムの標準化を行うわけですが、これまで、各市町村によってデータの持ち方もばらばらでやっていたものを、全国標準でやっていくということで、一番知見のあるところが標準の仕様を決めて、それに全市町村で合わせていくという作業を、これから3年かけてやることになっていきます。

ですので、そのセキュリティーの部分も含めて、一応国レベルとしては最高レベルのものに合わせていくことになっていくと思っています。

我々も常に、デジタル庁、総務省と連携しながら、去年は3回ほど研修会も開催しましたが、今年もデジタル庁の方に直接説明をいただく機会等も設けながら、しっかり遅れないように取り組んでいきたいと思っていますのでございます。

○岩切委員 国で統一化していこうという方向性は理解できるんですが、住民自治の観点から、やっぱりミスや事故が重なったりすると、信頼というものがなくなっていきます。相当に丁寧な準備と取組をしていかないと、国の音頭でやったことがかえってもうめっちゃくちゃだという話になっていきますので、ぜひ市町村の声、そして市町村の下にいる住民の声なり不安なりを丁寧に伝えながら、この制度、仕組みの安全性を高められるように、県として、担当課として、ぜひ、ものを言いながら、いいものをつくっていく頑張りをしていただけたらと思っています。よろしくをお願いします。

○濱砂委員 確認の意味で聞きたいんですが、31ページの工事請負契約の締結について、説明を立派にさせていただきましたので、内容はよく分かったんですが、随意契約を締結する際の県の

基準額はどのくらいなんですか。

○堀みやざき文化振興課長 随意契約の基準は、地方自治法施行令に定められております。随意契約ができるものの規定としましては、工事請負契約など、その内容、性質、または目的が競争入札に適しないもの、あるいは競争入札に付することが不利と認められるとき、という項目がありまして、これに合致する場合は随意契約ができるものとされております。

○濱砂委員 内容はよく分かっているのですが、ちょっと確認なんですけど、恐らく随意契約の基準額は250万円ぐらいだろうと思うんです。

競争入札に適さない、それから相手方を特定せざるを得ないというのが前提なんだろうけれども。しかしながら、11億5,500万円という大きい金額なものですから、あえて議事録に残すために確認しておきたいんです。

随意契約をせざるを得なかったというのが先ほどの説明にありましたが、ここに、吊物機構のマシンが99台、オペラカーテンの更新とか、どんちょうのクリーニングとか、いろいろ記載がありますけれども、これはそれぞれ、付随したもので、競争入札は全体的にも個別的にもできなかったという認識でいいんですね。

○堀みやざき文化振興課長 吊物機構のマシン、床機構など、31ページに改修を行う設備の例を記載しておりますけれども、それぞれのマシンや機器が全て特注といたしますか、劇場専用独自の機械として開発、設計され、設置されたものとなっているところであります。

また、これらを連動させるためのコンピューター制御の回路が仕込まれておりまして、それに合わせたマシンを入れることになっておりますので、違うメーカーのものが入りますと、動作全体ができなくなってしまい、公演が実施で

きなくなるなどの危険性もはらんでおります。

そのため、今回は随意契約という形で同じメーカーの機器を入れ、正常に作動ができるようにしたいと考えているところでもあります。

○濱砂委員 この随意契約をもし締結をしたということになれば、契約の理由は公表されるんですか。

○堀みやざき文化振興課長 契約理由の公表といますか、この常任委員会で御説明させていただいたこの内容が、報道機関に対しましても公表という形になりますので、県民の皆様にもお伝えすることが可能だと考えております。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは質疑はないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○中尾総合政策課長 常任委員会資料の48ページを御覧ください。

総合政策部の令和4年度宮崎県繰越計算書につきまして御説明いたします。

これは、令和4年度から本年度への繰越額が確定いたしましたので、今回御報告を行うものであります。

総合政策部では、表にありますとおり、県立芸術劇場大規模改修事業660万円、私立学校スクールバス安全装置導入支援事業90万円、県有スポーツ施設整備事業1億2,222万8,000円、競技用具等整備事業247万5,000円、以上4事業の合計1億3,220万3,000円となっております。

繰越しの理由としましては、関係機関との調整に日時を要したことによるものや、国の補正予算の関係により事業実施期間が不足したもの、

また、工法の検討等に日時を要したことなどによるものであります。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で午前の審査を終わりたいと思います。

続きは午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、午後1時からの再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後0時57分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○坂元総合政策部次長（県民生活・サミット担当）

常任委員会資料の49ページをお開きください。

G7宮崎農業大臣会合についてであります。

まず1の概要でありますけれども、本会合は4月22日、23日に、シーガイア・コンベンションセンターで開催されました。

G7各国及び4つの国際機関のほか、ウクライナの大蔵大臣がオンラインで参加をされました。

次に、2のスケジュールであります。21日のセミナー・歓迎レセプションに始まり、22日から大臣会合が開催されました。

23日午前の共同記者会見で成果が発表された後、午後には宮崎神宮、マンゴー園地、宮崎農業高校を現地視察していただきました。

50ページをお開きください。

3、会合開催に向けた主な準備の状況を写真とともに掲載しております。

昨年10月に官民で推進協議会を設立し、150日前カウントダウンセレモニーの開催や、宮崎空港、町なかでのバナーの掲出など、PR活動を展開しました。また、本年2月には農業生産者によるシンポジウムを開催し、持続可能な農業の実現に向けた行動宣言が採択されたほか、小中学校でのサミット給食や通訳などのサポーター委嘱式等を実施しました。

51ページをお開きください。

4の会合開催中の主な取組であります。

来県された各国大臣等を、空港や会場でのセレモニーやレセプションで歓迎いたしました。

大臣会合では県内の高校生が堂々と英語で提言を行ったほか、休憩時間には学生考案の米粉のスイーツなどを御賞味いただきました。

また、世界農業遺産などの会場展示や、宮崎農業高校での現地視察等を通じて、本県農業の特色にも触れていただきました。

52ページをお開きください。

5の成果であります。

(1)にありますように、農業大臣会合ではG7農業大臣声明が取りまとめられたとともに、G7各国が取り組むべき行動を要約した宮崎アクションが採択されました。

(2)の本県のPRにつきましても、歓迎レセプションや現地視察などを通じて、本県の食や農業技術に加え、歴史、自然、伝統文化といった本県の魅力も世界に向けてPRできたものと考えており、各国大臣等からも高い評価をいただいたところであります。

(3)の会合の効果・レガシーとして記載している4つの項目を目指して開催準備に当たっ

てまいりましたが、まず、農業のさらなる振興については、企業との新たな連携協定の動きなどが、そして人材育成の面では、農業者による行動宣言や高校生の提言等での若者の活躍などが、さらにMICE受入れ環境の充実の面では、ノウハウの蓄積や知名度の向上を図ることができました。

最後の経済活性化につきましては、暫定の数字ではありますが、経済波及効果が約6.7億円、パブリシティ効果——いわゆるPR効果でございますけれども、こちらが約10億円の経済効果があったものと推計しております。

○佐野総合交通課長 続きまして、総合交通課から3点御報告させていただきます。

常任委員会資料の53ページを御覧ください。

宮崎県地域公共交通計画の策定について御説明いたします。

まず、1の計画策定の理由であります。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正等によりまして、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通計画の策定が、令和6年度以降の地域間幹線バスに係る国庫補助の要件となったところでございます。これを受けまして、本県でも策定主体となる宮崎県地域公共交通協議会を昨年度立ち上げ、計画の策定に着手しているところでございます。

次に、2、これまでの経緯であります。令和4年7月に計画策定について本常任委員会へ報告を行い、その後、9月に市町村、交通事業者、利用者代表などで構成する協議会を設置し、計画の基本的な考え方を整理したところでございます。そして、11月に専門のコンサル業者へ委託の上、利用状況等に係るデータの整理・分析を開始したところでございます。

3の計画骨子(案)につきましては、次の54ページの別紙を御覧ください。

現在、協議会の事務局である総合交通課において、計画の骨子案を取りまとめております。

第一章、計画の策定の趣旨等から、第五章、計画達成状況の評価、推進体制までの5章構成とし、その内容につきましては、今後、協議会で審議してまいります。

なお、計画の基本的な考え方につきましては、昨年度の協議会において、右側の点線で囲んであるとおり整理しているところでございます。

まず、計画の区域は県全域とし、当面は地域間幹線バスなどの広域的なバス路線を中心とした計画といたします。

なお、鉄道を含め、その他の交通モードにつきましては、必要に応じ、計画を改定することで対応してまいります。バスとの乗り継ぎの円滑化による利用促進などにつきましては、今回の計画にも盛り込む予定としております。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、利用者数や行政負担に係る目標の設定の上、その達成に向け望ましい路線の在り方や利便性の向上、利用促進に係る取組を検討いたします。

そして、令和7年度以降、毎年、協議会において計画の達成状況を評価してまいります。

53ページにお戻りいただきまして、最後に、4、今後のスケジュールであります。今月末に本年度第1回目の協議会を開催し、先ほど御説明いたしました計画の骨子案等について御審議いただく予定としております。その後、9月から11月にかけて協議会を開催し、計画案を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、必要な修正等を加えながら、今年度内に計画を完成させたいと考えております。

また、その進捗状況については、適宜、本委員会に御報告させていただきます。

次に、55ページを御覧ください。

宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定について御説明いたします。

1、戦略の位置づけ等ではありますが、本戦略は、県総合計画のアクションプランに定められた交通及び物流に関する施策を効果的に展開していくために、具体的な取組を体系的に示すものとして策定しているところでございます。

本戦略では、大きく交通編と物流編に分けており、本県を取り巻く環境を踏まえながら、それぞれの現状と課題を抽出した上で、戦略目標に掲げる「人口減少や技術革新等に的確に対応する持続的な交通・物流ネットワークの形成」の実現に向けた基本方針や取組内容を定めております。

なお、現在の戦略の期間は、令和2年から今年度までの4年間です。

2の改定の趣旨ではありますが、本戦略はアクションプランを補完するものであることから、今般のアクションプランの策定等に合わせ改定を行うものでございます。

改定に当たりましては、令和元年度の前回改定後に生じた交通及び物流を取り巻く環境の変化や、そこから生じる新たな課題を明らかにし、県の役割と施策の具体化を図ることとしております。

また、今回の改定では、急速に進展するデジタル化の中で、AIなどの科学技術を生かした交通・物流の省力化・安全性の向上、ゼロカーボン実現に向けた取組の推進など、新たな時代の潮流に即した内容も盛り込みたいと考えております。

3の改定のスケジュールであります。7月

から8月にかけて、市町村やバス、鉄道等の交通関係企業、物流関係企業との意見交換を行い、交通・物流の現状と課題を抽出いたします。

これらを踏まえまして、11月に改定戦略の素案を策定し、12月開催の本委員会で御説明させていただきたいと考えております。

また、素案をベースといたしまして、改めて関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施し、その後、意見を反映した成案を策定し、2月に庁内に設置してあります宮崎県交通・物流対策推進本部において審議の上、決定することとしております。

また、成案につきましても、3月開催の本委員会において御報告させていただきます。

なお、56ページに現行の戦略の概要をお示ししておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御説明させていただきますが、58ページに一部不具合があったものですから、大変申し訳ございませんけれども、お手元に差替えを紙で配付をさせていただいております。そちらを御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1の令和4年度の経営状況等につきまして、まず(1)の輸送実績でございます。

令和4年度は、4月に1隻目の新船「フェリーたかちほ」、10月に2隻目の新船「フェリーろっこう」が就航したことに伴う輸送能力の向上や、新型コロナウイルス対策と社会経済活動との両立が進められたことに伴う行動制限の緩和などによりまして、貨物・旅客ともに前年度から実績が増加しております。

太枠の令和4年度の欄にありますように、貨物は、トラック台数が6万1,036台、前年度比

で101.9%となっております。しかしながら、コロナ禍前の令和元年度比では92%となっているところでございます。

次に、旅客は、トラックドライバーを含めた総旅客数が13万1,964人で、前年度比で174.1%、このうち一般旅客は前年度比で234.8%で、いずれも増加をしているところでございますが、こちらにつきましても、回復傾向にはあるものの、コロナ前の令和元年度比では、総旅客数は75.7%、一般旅客は71.5%と、コロナ禍前の水準には回復していない状況でございます。

続いて、(2)の収支状況の見込みについてであります。令和4年度につきましても、貨物、旅客ともに回復傾向にあったことから、営業収益は増加する一方で、国の燃料油価格激変緩和措置などによりまして、営業費用の燃料費が減少したことに伴い、3期ぶりの黒字決算となる見込みでございます。

太枠の令和元年度の欄にありますとおり、営業収益は59億500万円、前年度比で126.5%の増加となっております。また、営業費用は57億3,200万円で、前年度比で110.7%の増加となっております。

なお、営業費用の内数となる燃料費ですが、先ほど御説明いたしましたとおり、国の激変緩和措置などによりまして、前年度比で78.9%と大きく減少しており、営業費用の抑制につながっているところでございます。これらの結果、令和4年度におきましては、営業利益は1億7,300万円、経常利益は4億7,300万円となる見込みとなっております。

しかしながら、右の参考にありますとおり、県からの支援を受けてのものでもございますので、経営状況は依然として厳しい状況にあると考えているところでございます。

次に、58ページを御覧ください。

2の新船効果についてであります。

まず左側の貨物（トラック）輸送量ですけれども、新船の特徴として、トラックの輸送能力の向上が図られておりまして、トラックの積載台数は、旧船の130台から163台に、停車中の保冷車などに電力を供給するためのトラック用電源数は101台分から130台分に増加しております。

この結果、令和4年度の新船就航後に旧船のトラック積載台数である130台を超えて積載したカーフェリーの便数は63便に達しておりまして、旧船であれば積載することのできなかった累計886台のトラックを新たに取り込むことができたところでございます。

また、右側の旅客輸送量につきましては、新船の特徴として、プライベート空間を充実させるため、一般旅客向けの個室を旧船の29室から106室に大幅に増加したほか、多様なニーズに対応できるよう、女性のお客様向けのパウダールームや家族連れを意識したキッズスペースなどを新設しております。

前のページの輸送実績において御覧いただきましたが、令和4年度の一般旅客数の伸び率は234.8%であり、この伸び率につきましては、競合他社の伸び率140%をはるかに上回っておりまして、個室化などを進めた新船効果による影響が大きいものと考えております。

次に、3の直近の状況につきましては、比較のため、各年度5月の輸送量を表にしております。令和4年5月は新船1隻と旧船1隻での運航体制でしたが、令和5年5月は新船2隻での運航体制となっております。

今年は新船2隻体制による輸送能力の向上や社会経済活動の活性化などに伴い、貨物・旅客ともに回復してきており、貨物に関しましては

5月のみの単月ではありますが、コロナ禍前の水準に戻っている状況でございます。

しかしながら、燃料価格の高止まりなど、宮崎カーフェリー株式会社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあるため、会社としても新船の強みを生かした営業を強化し、需要の回復に懸命に取り組んでいるところでございます。

年間を通じた輸送量の回復を着実なものとするため、会社には物流の2024年問題を受けたモーダルシフトの取組をしっかりと進めていただくとともに、県としましても、下り荷の確保や新船の魅力向上に対する支援を行うなど、関係機関一体となって引き続き需要回復に取り組んでまいります。

○湯地中山間・地域政策課長 委員会資料の59ページを御覧ください。

令和4年度の移住実績についてであります。

移住実績についてですが、県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数等の県全体の実績は994世帯、1,806人となり、その下の参考に記載しております令和3年度、令和2年度の実績と比較して増加しているところであります。

増加の要因につきましては、地方回帰の大きな流れが継続していることに加え、テレワークをはじめとする多様な働き方や生活の質にこだわるライフスタイルが定着してきていること、さらには、UIJターンセンター等による相談対応から始まり、ふるさと人材バンクによる就職や新規就農支援、移住支援金などの個別の施策がうまく連動していることによるものと考えております。

なお、実績の下の米印に記載しているとおり、本県では移住の定義を、「本人や家族の意思に基づき、定住することを目的に、県外から県内に

生活の拠点を移すこと」としており、勤務先の都合による転勤や進学による転入は除いております。

その下の二つの表についてですが、年代別内訳と移住前居住地の地域別内訳を表しております。年代別では、20代が312世帯と最も多く、次いで30代の294世帯、その次が40代の182世帯となっております。また、地域別では、関東からの移住が404世帯で最も多く、次いで九州・沖縄の264世帯、その次が近畿の145世帯となっております。

次に、60ページを御覧ください。

2、市町村別内訳についてですが、年度ではばらつきはあるものの、多くの市町村が増加傾向にある中、令和4年度で最も多いのが宮崎市で368世帯、次いで都城市の232世帯となっており、いずれも昨年度から大きく増えております。

また、日南市が58世帯とかなり増えておりますが、これは市が独自に子育て世代の移住者向けに補助金を創設したことや、東京・大阪で実施した移住相談会が実際の移住にまで結びついたケースが多かったことによるものであります。

なお、高千穂町が3世帯と非常に少なくなっておりますが、要因としては、九州中央自動車道等の工事関係者が民間アパートや空き家に多く入居しており、住居の確保が難しい状況になっていることや、空き家の掘り起こしが追いついていないことなどが影響しているということでもあります。

以上が、令和4年度の移住実績となりますが、今後とも市町村と連携しながら、本県の魅力を発信して、移住促進に取り組むとともに定着に向けた取組にも力を入れてまいります。

○守部産業政策課長 委員会資料の61ページを御覧ください。

産業DXサポートセンターの開設についてであります。

まず、1、センターの目的であります。

県内事業者のデジタル化に関する悩み等に丁寧に対応するための相談窓口を開設し、県内事業者のDXを一步目からトータルサポートすることで、県内産業のデジタル化を推進することを目的としております。

2、開設日ではありますが、令和5年6月30日の開設を予定しております。

3、運営主体ではありますが、一般社団法人宮崎県情報産業協会へ委託して運営いたします。

4、開設場所・営業日時ですが、情報産業協会の所在地である佐土原町のオフィスで対面での受付を行うほか、ウェブ、電話、メールにて相談を受け付けてまいります。また、宮崎市中心部にサテライト会場を設けることとしており、毎週水曜日に当面は、ATOMICA（アトミカ）で相談受付を行う予定であります。営業日時につきましては記載のとおりであります。

最後に、5、その他ではありますが、今、議会で提案している事業を含め、令和5年度事業を効果的に執行するため、県内3か所でデジタル化に関する事業説明会を実施する予定としております。この説明会に合わせて、希望者にはデジタル化個別相談会という形で、この産業DXサポートセンターの職員が出張相談に応じる機会を設ける予定としております。日程と会場は記載のとおりで、今後、商工団体のイベントなど様々な機会を捉えて、出張相談所も実施してまいりたいと考えております。

続きまして62ページを御覧ください。

みやざきフードビジネス振興構想についてであります。

フードビジネス振興構想につきましては、関

係部局や関係機関と連携した様々な施策により、フードビジネスの成長産業化に向けた取組を推進してまいりました。表には成果指標と実績を記載しており、赤い枠で囲んでおります部分が令和4年度の実績額となっております。

63ページを御覧ください。

グラフで示すとおり、いずれの成果指標も順調に増加しております。近年は伸びの鈍化や減少が見られており、特に右側のグラフの食品関連産業生産額は、新型コロナの影響が飲食業等に出始めた令和元年度以降減少しておりますが、農業産出額及び食料品・飲料等出荷額は増加に転じております。

64ページを御覧ください。

これまで10年間のフードビジネス推進の主な取組について、構想の3つの取組に分けて記載しております。

「作る」では、宮崎牛の和牛能力共進会における4大会連続内閣総理大臣賞の受賞や、本格焼酎出荷量の8年連続日本一、「売る」では、G7広島サミットにおける宮崎キャビアの提供、「繋ぐ・支える」では、みやざきフードビジネス相談ステーションを中心とした事業者支援など、構想策定から10年間、庁内横断的に進めた成果が現れており、今後もさらに推進してまいりたいと考えております。

65ページを御覧ください。

本構想については、(1)改定の趣旨のこれまでの経緯にありますとおり、昨年度からの関係団体等との意見交換やパブリックコメント等を経て、先日、宮崎県産業連携推進本部会議において協議いたしました。

フードビジネスにつきましては、課題解決に向けた取組の継続が必要であること、変化の激しい市場や社会に対応した新たな取組が求めら

れることから、令和5年度から令和8年度までの4年間に取り組む施策の方向性を示すため、構想を改定するものです。

(2)の概要のとおり、宮崎県総合計画長期ビジョンを具現化するためのフードビジネスに関する構想として位置づけられております。

66ページを御覧ください。

(3)の改定のポイントですが、継続と革新による、持続可能なフードビジネスの発展を基本目標とし、「作る」「売る」「繋ぐ・支える」の3つの取組を展開していくこととしております。

「作る」では、農業と商工業の多様なつながりや、スケールアップ等を組み合わせた新たな価値を生み出す基盤を構築することで、生産・製造における高付加価値化と生産性向上を、「売る」では、マーケティング力の向上や市場動向を見極めた戦略により、一層の販路拡大と宮崎の食の魅力化発信を目指します。「繋ぐ・支える」では、みやざきフードビジネス相談ステーションを中心に、事業ステージに合わせた支援を行ってまいります。

③の成果指標、表の一番右側、赤枠部分が今回の構想の目標値になります。

いずれの成果指標も、前構想の目標値に到達していないことや、新型コロナの影響で減少傾向にある飲食サービス業等の再生、復興が必要であることを踏まえ、前構想と同額、農業算出額については、第八次農業・農村振興計画の目標値に合わせております。参考までに67ページから、改定構想の概要版をお示ししております。

68ページを御覧ください。

先ほど御説明した具体的取組の概要をお示ししておりますが、新規・拡充・強化する取組項目を赤文字で、現行構想から統合・分化を行う

項目を青文字で記載しております。

今後、部局や関係機関と横断的に連携し、フードビジネスの振興に取り組んでまいります。

○甲斐デジタル推進課長 宮崎県情報化推進計画（中間見直し）について御説明いたします。

常任委員会資料の69ページを御覧ください。

1の見直しの背景でございます。

本計画の策定から2年が経過する中で、(1)にありますようにデジタル庁の設置や、デジタル田園都市国家構想の推進が進められるなど、国においてデジタル化への大きな動きがありましたほか、生成AIに代表される新たなデジタル技術の急速な広がりなどが見られております。

また、(2)にありますように、上位計画である宮崎県総合計画の策定があり、これらを踏まえて計画の中間見直しを行ったものであります。

70ページを御覧ください。

2、中間見直し後の計画の概要であります。

まず、計画につきましては、1で説明しました背景を踏まえた見直しを行ったところでございますが、引き続き、(3)にありますように、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現を基本目標とし、(4)にありますように、施策の基本的方向として3つの柱を設定の上、分野ごとにデジタル化の推進項目を提示しております。

また、下の段のアクションプランについてですが、今回の見直しでは、これまでの2年間の取組成果を踏まえまして「行政」、「暮らしと教育・文化」、「地域産業」、「情報環境」の各分野で、10年後に目指す姿とその姿に向けて、今後2年間の具体的取組、目標をアクションプランとして新たに設定いたしました。

次の、71ページを御覧ください。

3の見直し経過であります。

昨年度2月の常任委員会において素案を御報告しました後、市町村及び産学官のそれぞれの協議会からも御意見をいただきまして、計画に反映したところでございます。

4の推進体制であります。

今後も引き続き、県、市町村、産学官でしっかりと連携し、デジタル社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

72ページを御覧ください。

こちらは、アクションプランの概要であります。本県の直面する課題としまして、労働力不足による、サービスや産業の維持・活性化が困難になることが懸念されているところでございます。デジタルの力を使いまして、このような課題を解決し、また新しい価値を創造するため、中段にアクションプランで目指す姿、下の段に今後2年間での主な取組事例を示しております。例えば、一番左側にあります行政分野につきましては、将来、いつでも、どこにいても行政手続きができるよう、行かない窓口・書かない窓口の実現を目指すこととしておりまして、そのために今後2年間で取り組むこととしまして、納税証明書の請求など、申請件数の多い手続から順にオンラインで完結できるようにすることや、これらの行政デジタル化に取り組む職員の技術力向上などに取り組んでまいります。

このほか、暮らし・教育文化、地域産業、情報環境といった各分野ごとに、それぞれ目指す姿と、そのための具体的取組を定め、アクションプランとしたところであります。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 委員会資料の73ページをお願いいたします。

宮崎県男女共同参画センターの次期指定管理候補者の選定について御説明いたします。

当センターは平成18年度から指定管理者制度

を導入しており、現在の第6期指定が今年度で期間満了となりますことから、今後、次期指定管理者の選定手続を行うこととしております。

まず、1、現在の管理運営状況についてであります。

(1) 施設の概要ですが、設置目的につきましては、情報提供及び啓発・相談事業等により、男女共同参画社会の形成に寄与することとしており、現在の指定管理者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、指定期間は、令和3年4月から今年度までの3年間でありませぬ。

次に、(2) 施設利用状況でありますが、令和2年度から3年間の状況を表に掲げており、令和3年度と令和4年度が現在の第6期の実績となります。一番上の相談窓口利用者数は、1,500～1,600人台で推移しており、家族や職場の人間関係やDVに関する相談などが寄せられております。また、2段目の講座の開催については、男女共同参画の啓発講座のほか、講師派遣事業としまして、依頼があった団体や学校に、性教育やジェンダー平等などのテーマで研修を行っております。

次に、(3) 施設収支状況でありますが、一番右の列、直近の令和4年度は、収入の指定管理料が3,430万7,000円、支出が3,433万7,000円となっております。

74ページをお願いいたします。

(4) 利便性やサービス向上、利用者増の取組につきましては、男女共同参画週間等の期間に合わせてイベントを効果的に実施するほか、オンラインでの講座の開催やSNSによる情報発信等に積極的に取り組んでおります。

以上を踏まえ、(5) の評価といたしましては、社会ニーズの変化に対応したテーマ設定、例え

ば、精神的DVや性教育をテーマとした講座や、地域に出向いての講座など工夫を凝らした事業実施が図られ、利用者からの満足度も高く、収支状況も経費節減に努め、計画的に執行されており、維持管理業務を適正に実施されていると評価しているところであります。

続きまして、2、次期の募集方針についてであります。

(1) 業務の範囲につきましては、施設の利用や男女共同参画社会づくり事業に関する業務としております。

(2) 指定期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間となっております。

今期まで3年間としておりましたが、人材の育成確保や、より安定した運営を可能とし、応募者により参入しやすくするため、全庁的に変更するものであります。

(3) 基準価格は、令和6年度が年額3,984万4,000円、令和7年度が4,030万4,000円で、今期と比較しますと、令和6年度が553万7,000円増加しておりますが、これは人件費積算の見直し等によるものであります。

(4) 募集概要であります。期間は、令和5年7月6日から9月7日までの約2か月間、また7月に説明会を行うほか、県広報やホームページ、各種メディアを幅広く活用し広報することとしております。

75ページをお願いいたします。

(5) 選定についてであります。審査の流れとしまして、9月中旬に県の書類審査を経た後、9月下旬に外部委員で構成されます指定管理候補者選定委員会において、書類審査通過者に対するヒアリング等による審査を行い、その後、10月上旬に県の指定管理候補者選定会議による確認を経て、候補者を選定することとして

おります。

次に、②の指定管理候補者選定委員会委員であります。九州保健福祉大学の稲田教授を委員長として、公認会計士の委員をはじめ、男女共同参画や行政関係者など5名の構成となっております。庁内の指定管理候補者選定会議委員につきましては、③の表のとおり、総合政策部長をはじめ5名の体制となっております。

次に、(6)選定基準につきましては、住民の平等な利用、男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえた運営など4つの選定基準を設けております。

76ページをお願いいたします。

(7)審査項目・配点につきましては、住民の平等な利用の確保など4つの選定基準の下、審査項目と配点を設け、審査を行うこととしております。

なお、指定管理候補者の選定後、11月定例会で議案としてお願いし、議決をいただきましたら、正式に指定を行う予定としております。

○堀みやざき文化振興課長 常任委員会資料の77ページを御覧ください。

みやざき文化振興計画(案)について御説明いたします。

1、策定の趣旨であります。昨年3月に施行しました宮崎県文化振興条例の規定により、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものであります。

策定経緯であります。昨年度、みやざきの文化を考える懇談会を開催し、市町村や有識者の方々から意見聴取を行ってまいりました。地区別懇談会を県内5会場で開催し、市町村と意見交換を行うとともに、県内の文化団体や有識者等で構成する全体会を2回開催し、広く御意見をいただいたところです。なお、今年3月か

ら4月にかけてパブリックコメントを実施し、意見は特になかったところですが、この計画の基となる宮崎県文化振興条例を制定する際にも実施いたしましたパブリックコメントや、先ほど御説明しました懇談会等を通じて、県民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、別冊の資料5のとおり案をまとめたところであります。

2、計画案の概要についてです。

計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間であります。

基本目標は、「一人ひとりの文化がつながり広がるみやざきを目指して」としております。

78ページを御覧ください。

(3)目指す姿については、1つ目の「県民誰もが文化に親しみ、身近に感じることが出来るみやざき」や、4つ目の「県民が文化を通じて連携し、地域に活力が生まれるみやざき」など4つとしております。

(4)重点を置く視点については、文化の裾野の拡大と、様々な分野との連携の推進を2つの重点視点としております。これは、新型コロナウイルスにより文化に触れる機会が減少したことや、国文祭・芸文祭の成果を生かすことなどを踏まえたものであります。

79ページを御覧ください。

こちらに施策の体系をお示ししておりますので、具体的な施策についていくつか御説明いたします。

左側の「文化を実感できる環境づくり」として、2-⑤にありますアウトリーチ活動の充実などにより、鑑賞機会の充実を図ることとしております。真ん中の「文化を支え、育む人づくり」では、6の子どもたちの豊かな感性や想像力を育むため、⑭子どもが文化に触れる機会の充実を図ることとしております。右側の「文化

を活用した地域づくり」として、12-㉓文化資源を活用した観光及び産業の振興を図ることとしております。

今後とも、記紀編さん記念事業や国文祭・芸文祭で得られた成果を生かしながら、各部局と連携し、この計画に基づく施策を推進してまいります。

○中村人権同和対策課長 常任委員会資料の80ページを御覧ください。

宮崎県人権施策基本方針の策定について御説明いたします。

まず1、策定の理由であります。令和4年3月14日に施行されました宮崎県人権尊重の社会づくり条例の第8条第1項に、県は人権政策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針を定めるものとする規定しており、この規定に基づく基本方針の策定に取り組むものであります。

次に、2、基本方針の概要等であります。

まず(1)役割であります。条例において県、県民及び事業者の責務並びに人権尊重に関する基本政策について定めておりますので、条例に基づき人権施策の総合的な推進を図るため、その基本となる方針を定めるものであります。

次に、(2)策定方法であります。人権教育や人権啓発の総合的かつ効果的な取組の基本となる宮崎県人権教育・啓発推進方針を平成17年1月に施行、平成26年12月に改定しておりますので、その内容を見直し、条例に基づく新たな人権施策基本方針として策定いたします。

次に、(3)策定のポイントであります。条例第8条第2項に人権施策基本方針が定める事項として、①人権意識の高揚を図るための施策、②相談支援体制の整備、③人権問題における分野ごとの施策を規定しております。

81ページを御覧ください。

3、今後の予定であります。今回策定する人権施策基本方針の前身となる宮崎県人権教育・啓発推進方針は、県議会の議決の対象となっておりますので、今後、9月定例会及び11月定例会の常任委員会で策定状況を報告し、2月定例会に議案として提出する予定であります。

また、基本方針の策定に当たっては、外部有識者会議での検討や人権に関する団体からの意見聴取に加え、パブリックコメントを実施する予定であります。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備状況等について御説明いたします。

常任委員会資料の82ページを御覧ください。

まず、1の大会までのスケジュールであります。平成27年度に開催内々定になって以降、令和3年度に県議会において開催決議をいただき、令和4年度には開催申請書を提出しまして、現在は開催内定の状態であります。

今後、スポーツ庁や日本スポーツ協会等による総合視察を経まして、来年度、本県の開催決定が承認される予定となっております。

83ページを御覧ください。

2の、会場の選定状況についてであります。

(1)国スポにつきましては、正式競技と特別競技の全38競技のうち36競技の選定を終え、残りはバスケットボール少年男女とカヌーの2つの競技が未選定となっております。

また、(2)の障スポにつきましては、正式競技14競技のうち13競技の選定を終え、残りはグランドソフトボールが未選定となっております。

次に、3の令和5年度の主な取組についてであります。

まず(1)開催決定に向けた業務であります。

が、令和6年度の開催決定に向けまして、会場
地未選定競技の早期選定や、正式・特別全38競
技の競技別日程の検討などを進めていくほか、
先ほど御説明しました総合視察の行程案の検討
などを進めてまいります。

84ページを御覧ください。

(2)の県準備委員会の運営等につきましては、
大会の円滑な運営に向け、輸送・交通や宿
泊計画、式典業務、障スポ競技会場のバリアフ
リー調査など、各種調査や計画の策定等を進め
ていくほか、②の広報県民運動活動としまして、
イメージソングの公募による制作や募金・企業
協賛、ボランティア計画の策定等により、大会
の周知と気運の醸成を図ってまいります。

(3)の競技団体・市町村への支援等につき
ましては、競技役員養成や競技用具整備、また、
市町村の競技施設整備に関する支援等を行って
まいります。

85ページを御覧ください。

4の県有主要3施設の整備状況についてであ
ります。

まず(1)陸上競技場ではありますが、③の整
備スケジュールにありますとおり、令和3年12
月に主競技場に建設着工しまして、現在メイン
スタンド3階の床のコンクリート工事などを進
めております。

また、今年度中に投てき練習場に着工予定で
あります。

5月末時点の進捗率は27%で、主競技場は令
和6年12月、投てき練習場は令和7年3月の完
成を予定しております。

次に86ページを御覧ください。

(2)体育館ではありますが、③の整備スケジ
ュールにありますとおり、令和3年9月にサブア
リーナの建設着工し、現在、内装・外構工事を

進めており、来月には完成予定であります。

また、サブアリーナ完成後に既存の体育館を
解体しまして、その後メインアリーナの建設に
着工し、令和7年12月の完成を予定しておりま
す。5月末時点の進捗率は38.5%であります。

次に87ページを御覧ください。

(3)プールではありますが、③の整備スケジ
ュールにありますとおり、昨年11月に建設着工し、
現在、基礎工事及び地下の躯体工事を進めてお
ります。5月末時点の進捗率は19.4%で、令和
6年12月の完成を予定しております。

これらの県有主要3施設につきましては、お
おむね順調に整備が進んでおります。

○岩切競技力向上推進課長 常任委員会資料
の88ページを御覧ください。

国民スポーツ大会に向けた競技力向上につい
て御説明いたします。

最初に、1の天皇杯獲得に向けた競技力向上
基本計画についてであります。

ポンチ絵の上段に期間目標を記載しておりま
す。現在は2022年から2024年までの充実期に該
当しており、昨年、栃木県で3年ぶりに開催さ
れました「いちご一会とちぎ国体」では、天皇
杯順位は32位となり、2019年の茨城国体から9
つ順位を上げることができました。

今後は、2025年からの躍進期において、宮崎
国スポの前年に10位、そして、国スポ本番では
1位、天皇杯獲得を目指してまいります。

また、その右側の継続期にありますとおり、
宮崎国スポ終了後もそのレガシーを活用し、競
技力の維持に努めていくこととしております。

これらの目標を達成するため、ポンチ絵の真
ん中あたりに記載のとおり、対策の4本柱を設
定しております。この中でも②の選手の発掘・
育成・強化の重点的に取り組む対策の中で、下

線を付しております成年選手の計画的な確保が特に重要であると考えております。

89ページを御覧ください。

先ほど申し上げた成年選手の確保に関連し、2の成年有望選手確保方針について御説明いたします。

この方針につきましては、先月31日に開催しました宮崎県競技力向上対策本部、第8回本部会議において決定した内容であります。

まず、(1)の基本的考え方ではありますが、1番目の白丸にありますとおり、近年は特に成年種別の競技得点が伸び悩んでいることから、成年有望選手の確保が喫緊の課題となっているところです。

このため、2番目の白丸に記載のとおり、宮崎国スポの県選手団約900名の半数を占める450名程度の成年選手に関して、今後新たに280名程度の有望選手を確保していくこととしております。

その確保に当たりましては、3番目の白丸に記載のとおり、県及び県関係団体職員のほか、民間企業等職員やその他県内自治体等職員としての採用など、様々な方法により官民連携の下、取り組んでまいります。

なお、ページの下半分に宮崎国スポでの成年選手450名程度の構成イメージを記載しております。表の上段、1の地元選手385名程度のうち、一番右側の新規確保の欄に記載している人数を、主に今年度から令和9年度にかけて確保していくこととしております。

こうした取組を通じまして、計画的に競技力の向上を図り、宮崎国スポでの天皇杯獲得を目指してまいります。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○福田副委員長 委員会資料の61ページで説明のありました産業DXサポートセンターの開設について、1、センターの目的に、デジタル化に関する悩み等に丁寧に対応するためとあるんですけども、悩み等というのはどういうものが上がってきているのでしょうか。

○守部産業政策課長 宮崎経済研究所がデジタル化に対する悩みについてアンケートを取ったところ、デジタル化できる体制が取れていないとか、デジタル人材がいなくてとか、デジタル化に関する予算がないといった声が上がっています。これらの実態がありますので、そういったことをここに記載の悩み等と捉えております。

○福田副委員長 デジタル化を推進するときに、例えば、民間企業なんかを考えますと、やはり上層部の人たちがどんどん進めていって合理化を図っていくと思うんですけども、逆に、信頼関係のある作業員、現場で働く人たちからの悩みというのがないのかなと感じたんです。

というのは、だんだんデジタル化が進んで、現場で肉体労働的なものがカメラで監視されると、かえって信頼関係がなくなったり、ストレスになったりというのを聞くことがあるんですけども、そういうのは出てこなかったですか。

○守部産業政策課長 今、副委員長が言われたような悩みは直接的には聞いておりません。

産業デジタルリスクリテラシー推進事業ということで、午前中もお話しさせていただきましたけれども、確かに、経営者、リーダー、推進員、各カテゴリーごとに悩みの状況というのは違っていると思いますので、人材育成はリスクリテラシー推進事業、また、全体的な悩み——先ほど言ったような体制が取れていないとか、人材育成だとかについては、産業デジタル実装支援事業で、具体的な支援がないのかななどをワンストップで

受け付けて、各種支援関係のところにつないでいきたいなと思っております。

○脇谷委員 まず委員会資料の57ページなんですけれども、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等につきまして、国の燃料油価格激変緩和措置は今年までじゃなかったですかね。となると、その後はどうなるのかということ、経営状態はこの後どうやっていくのかをお聞きします。

○佐野総合交通課長 燃料油価格激変緩和措置については、今のところ国は9月までと期限を示しているところですが、ただ、今、原油価格には、ウクライナ情勢も含め様々な不安定要因がございますので、国の判断も最終的にはそこを見ながらということになるかと思えます。

宮崎カーフェリーの場合は、営業費用の一番大きなところをこの燃料費が占めるものですから、国の動向を含め、その動向については本当に注視しながら、この9月末までとしているところを最終的に国がどう対応されるのかによって、県としての対応は検討していきたいと思っております。

○脇谷委員 分かりました。燃料油価格激変緩和措置がどうなるか分からないんですけれども、この燃料費が上がってくると、やっぱりもう少し頑張っていけないともっと赤字になってくるんじゃないかなと思っておりますので、またぜひよろしくをお願いします。

それと、89ページの成年有望選手確保方針なんですけれども、この人数を獲得できればなんですけれども、どのようにして獲得するのか、そういった見込みは立っているのかをお聞きします。

○岩切競技力向上推進課長 まずこの人数でありますけれども、この人数としましては、昨年度競技団体とヒアリングをいたしまして、4年後の2027年国民スポーツ大会を本県で迎えるに

あたり、4年後選手がどの程度そろっているのか、確保のめどが立っているのか等を積み上げた数でございます。

アスリートの確保に関しましては、今後、県外大学への訪問や県内の競技団体に有望選手の掘り起こし等を依頼しております。そういう形でまず有望アスリートを発掘していきたいと思っております。

また、受入先につきましても、県及び県関係団体職員、民間企業等や県内の自治体等に採用してもらおうなど、様々な方法により官民が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○二見委員 一点だけ。国スポでまだ開催会場が決まってない競技が3つあるということなんですけれども、もうこれは決まりそうですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 会場地の選定に当たりましては、会場地市町村と競技団体の合意というところがスタートラインになります。

これまで決まっていなかった国スポの2競技につきましては、施設整備面ですとか大会運営面において、双方の課題が解決できなかったところがありましたし、障スポにつきましては、障害者スポーツという競技の特性上、なかなか物理的なところがクリアできなかったといった状況がございます。

現在、開催意向のある自治体と競技団体と県のほうで細かな部分の詰めを行っておりまして、早期に決定できるように引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして総

合政策部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時7分再開

○山下委員長 委員会を再開します。

それでは、本委員会に付託された議案等について、部長の概要説明を求めます。

○渡辺総務部長 説明に入ります前に、職員の不祥事につきまして、御報告とおわびを申し上げます。

令和3年8月から令和4年3月にかけて、知り合いの県民に対し、金券を要求し、要求に応じなければ違反建築物で取り締まる旨のショートメールを送り脅迫し、金券を脅し取ろうとしたことにより、脅迫未遂罪で宮崎地方裁判所に起訴された県土整備部職員を、令和5年6月2日付で懲戒免職処分としております。

職員の服務規律の保持及び綱紀肅正につきましては、かねてから厳しく指導してきているところではありますが、恐喝未遂という、県政全体に対する信頼を著しく失墜させる行為が発生したことは、痛恨の極みであり、深くおわびを申し上げます。

処分の公表に先立ちまして、再発防止に万全を期すために、公務員倫理の確立や全体の奉仕者としての自覚を、改めて全職員に徹底したところでもあります。

今後、より一層服務規律及び綱紀を保持し、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

本日、御審議いただきます議案等につきまし

ては、お手元の総務政策常任委員会資料により、御説明いたします。

まず、令和5年度6月補正予算案の概要につきまして、資料3ページから18ページをお願いいたします。

この資料は、別途配付しております、宮崎県令和5年度予算案（6月補正後）の概要の前半部分の抜粋になります。

3ページを御覧ください。

今年度の6月補正は、当初が骨格予算であったことに伴う肉づけ予算になります。

一番上にありますとおり、予算名を「宮崎再生・創造予算～いち早く元の成長軌道へ、その先の未来へ～」といたしました。

再生を早期に実現し、その先の未来への第一歩を踏み出す予算であります。

まず、補正予算額は280億円、肉づけ補正後の予算額は6,838億円で、前年度当初比6.6%の増となっております。

これは、平成13年度の6,812億円を上回り、口蹄疫対策転貸債等償還金1,200億円を計上した平成27年度を除いて過去最大であります。

次に、4ページの予算編成の考え方ですが、今回の予算は、当初予算をベースに、知事の政策提案等を踏まえ、肉づけ予算として編成いたしました。

2つ目にありますとおり、元の成長軌道にいち早く戻すため、宮崎再生基金の積極的な活用等により、再生を全速力で推進する予算です。

3つ目としまして、新たな成長軌道に乗せるため、宮崎の強みをさらに伸ばし、新たな価値の創造に取り組むこととしております。

5ページの予算規模については、先ほどの説明のとおりです。

6ページをお願いいたします。

歳入予算の特徴で、円グラフの内側を御覧ください。自主財源比率は41.6%で、前年度と比べ、その比率は1.4ポイントの増、依存財源の比率は58.4%です。

7ページです。

自主財源の状況で、上の表の太枠を御覧ください。全体では、一番上の行のとおり92.5億円、内訳は、下から4行目の繰入金が91.8億円。これは、宮崎再生基金や財政調整積立金等からの繰入金で、そのうち財政調整積立金からは、その下の括弧書きの65.8億円になります。

8ページです。

2つ目の表、財政関係2基金残高の推移の上の行の右端のとおり、6月補正後の基金残高は257億円になる見込みです。これは、過去5年の6月補正後の残高と比べても、一定水準を維持するものです。

9ページは依存財源の状況です。

表の太枠の一番上の行のとおり、全体では187.1億円、内訳としては、国庫支出金と県債を、それぞれ94.7億円、92.5億円計上しております。

10ページをお願いいたします。

2つ目の表ですが、県債の状況です。6月補正後の当初予算ベースで記載しております。

まず、一番上の行の県債発行額は、令和5年度で546.5億円。その下の行の臨時財政対策債を除いた発行額は516.7億円。3行目の県債残高は8,372.6億円。4行目の臨時財政対策債を除いた残高は5,344.8億円。これらの対前年度の増減率は、表の右端の記載のとおりです。

11ページは、県債発行額等の推移のグラフです。後ほど御確認をお願いいたします。

12ページです。

歳出予算の款別の状況です。太枠の中を御覧

ください。主なものは、上から2つ目の総務費65.1億円。これは、宮崎再生基金への積立金の増等によるものです。

その5つ下の商工費33.8億円。これは、中小商業活性化事業費の増等によるものです。

その1つ下の土木費126.9億円。これは、公共事業の増等によるものです。

このほか、10億円を超える増となっているのが、民生費、衛生費、農林水産業費であり、これらは、物価高騰等対策などによるものです。

13ページです。

性質別の状況になります。表の太枠をお願いします。

まず、一番上の義務的経費は、補正で1億円の増。投資的経費につきましては、補正で131.1億円の増。下から2つ目のその他一般行政経費は、補正で147.6億円の増。これは、宮崎再生基金の積立金や物価高騰等対策に係る補助費の増などによるものです。

これらの対前年度の増減率は、表の右端に記載のとおりです。

14ページは、予算案のポイントになります。

今回の予算案は2本柱で、1、宮崎再生へ全速力に75事業、246.2億円。2、未来創造のスタートに25事業、9.3億円を計上しています。

15ページです。

主な事業についてです。まず1本目の柱、宮崎再生へ全速力で、(1)くらしを守る、地域を守るでは、26事業に146.5億円を計上しております。

主な事業は、路線バスの高齢者向け企画乗車券の発行や、バス・タクシー運転士の二種免許取得の支援に0.7億円。次の、中山間地域のオンライン診療などを推進するための検討会や、診療機器等の導入支援等に800万円。次の、省エネ

家電購入費用の補助に1.5億円。次の、県土強靱化のための県単独及び補助公共事業の追加実施に128.2億円です。

次に、(2) 仕事を守る、つくるでは、35事業に60.9億円を計上しております。主な事業につきましては、AIやペーパーレス化など、県内事業者のデジタル技術等の導入経費の補助に1.5億円。次の、省エネ効果の高い空調設備等を導入する県内事業者への補助に1.1億円。次の、国の支援対象となっていない、特別高圧で受電する中小企業への電気料金の補助に6.9億円。次の、国の配合飼料価格安定制度の生産者積立金相当額等の補助に4.9億円です。

16ページをお願いいたします。

(3) 国内外に魅力を発信するでは、13事業に13.7億円を計上しています。主な事業は、国際定期便再開等に向けた運航経費の支援や、宮崎空港国際線を利用する全県民へのパスポート取得支援等に1.5億円。次の、本県発着の国際チャーター便を活用した旅行商品造成費の補助に0.4億円。次の、北米での県産品フェアや県産品の輸出促進等につながるプロモーション等に0.2億円。次の、SNSの活用や海外の指定店等との連携イベントによる、おいしさ日本一宮崎牛のPRに1億円です。

次に、2本目の柱、未来創造のスタートです。

(1) 子ども・若者の未来を応援するでは、14事業に4.9億円を計上しております。主な事業は、妊産婦健診時の通院費用助成を行う市町村に対する補助に0.5億円。本県では、離島などに地域を限定せず補助します。次の、保育所等のおむつの定額利用料助成等を行う市町村に対する補助に0.3億円。次の、高校生に対する海外留学や海外留学体験研修費用の補助等に0.6億円。一般就労を目指す知的障がいのある生徒に専門的な

職業教育を行う高等特別支援学校の整備に1.1億円になります。

17ページです。

(2) グリーン成長で環境を守り、地域経済を伸ばすでは、7事業に1.4億円を計上しております。主な事業は県公用車——電気自動車です——の導入や延岡総合庁舎等への太陽光発電設備の設置等に0.3億円。次の、再造林に取り組む事業体に対するドローンの国家資格取得費用の補助に0.1億円。次の、官民連携によるプラットフォームを創設して、家畜排せつ物による集中型バイオマス発電などを推進する事業に0.5億円。次の、有機農業の農家等に対する、転換期間中の掛かり増し経費等の補助に0.3億円になります。

次の(3) スポーツ観光で世界を目指すでは、4事業に3億円を計上しています。主な事業は、宿泊事業者の生産性向上やスポーツ観光等の受入れ促進に向けた設備の導入等の補助に1.3億円。次の、屋外型トレーニングセンターを利用するスポーツチーム関係者などの県内視察に500万円。次の、木の花ドームの人工芝の高質化等に1.6億円。次の、韓国からのサーファー誘客に向けた旅行関係者向け体験ツアーに700万円となっております。

18ページをお願いします。

6月補正予算の内訳で、上の表を御覧ください。総額279.7億円であり、内訳は、宮崎再生等に49.1億円、原油価格・物価高騰等対策に78.2億円、公共事業に128.2億円、臨時交付金償還金に24.2億円になります。

また、下の表の重点交付金は、物価高騰等対策の財源でありまして、3月末に配分されたものになります。この交付金59億円余は、今回の補正で全額活用いたしております。

また、その下の宮崎再生基金につきましては、当初予算時点で、残額15億円余でありましたが、今回25億円積み増した上で、25億円余を活用いたします。これにより、補正後残額は14億円余となります。

説明は、以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、担当課室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、本日は財政課長が欠席しております。代理といたしまして、課長補佐の松田隆が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○徳松行政改革推進室長 みやざき行財政改革プランにつきまして御説明いたします。

議案第21号として「みやざき行財政改革プランの変更について」を提出しておりますが、これは、第三期プランが令和4年度で終期を迎えたことから、新たに第四期プランを策定するものとなります。本日は、先に第三期プランの取組状況を報告させていただき、続いて第四期プランについて説明いたします。

常任委員会資料の30ページを御覧ください。

第三期の行政改革プランについては、1、基本的な考え方にありますように、県総合計画の基本目標である、未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦を支える行財政基盤の確立を図るため、右の図にあります、視点1から視点4の改革プログラムと、財政健全化指針に基づき、取り組んでまいりました。

令和元年度から令和4年度までの第三期プラ

ンの推進期間を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染が大きく拡大し、県の組織全体として対応が求められた期間となりました。そのような状況下において、組織体制の見直しや県民、市町村等との連携・協働、新たな働き方に関する制度の運用開始など、社会情勢に対応した行財政改革を推進したところです。

31ページにお移りください。ここから主な取組について御説明いたします。

視点の(1)効率的で質の高い行財政基盤の構築について、新型コロナ対策やデジタル化の推進等に向けた組織体制の構築と併せて、目標とする3,800名程度での定員管理を行いました。

ページ右側に移りまして、視点(2)県民ニーズに対応した行政サービスの提供について、緊急時に感染症や災害に関する情報に迅速にアクセスできるようリニューアルした県ホームページや県公式SNS等を活用して、県政情報の積極的な発信を行いました。

また、市町村とともにマイナンバーカードの普及啓発に取り組み、取得率は令和5年3月31日時点で79.9%と全国1位を達成しております。

資料の32ページに移りまして、視点の(3)県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進については、人材確保の取組として採用試験制度の見直しを行ったほか、県庁内の各種育児支援制度の活用推進や、新型コロナウイルス感染拡大を契機として、テレワークや時差出勤など、新たな制度の運用を開始しております。

ページ右側の視点(4)健全な財務基盤の構築と資産の有効活用については、自主財源である県税確保に向けた取組や県有財産等の有効活用として、未利用財産の売却や新設した県有施設へのネーミングライツの契約締結を行っております。

次に、資料33ページにお移りください。

財政健全化指針につきましては、財政健全化に係る目標を3つ掲げておりますが、(1)財政関係2基金の残高確保、(2)県債残高の抑制、(3)健全化判断比率の維持、いずれにおいても、財政の健全性に問題のない数字となっております。

右側の2(1)財政見通しにつきましては、令和5年度6月補正後の編成状況を反映するなど、必要な見直しを行ったものであります。

令和14年度においても、財政関係2基金残高が一定程度確保されており、財政上の健全性は維持できる見通しとなっております。

資料の34ページにお移りください。

第三期プランの主な数値目標の進捗状況を記載しております。表の右端の欄、達成状況については、丸は目標を達成できたもの、三角は目標の8割以上を達成できたもの、バツはそれ以下としております。

数値目標全体としては、下の米印のところに記載しておりますが、31目標のうち26の目標で8割以上の実績を達成した状況となっております。一部の目標については、新型コロナウイルス感染拡大等の影響等により、未達成のものもありますが、全体としては、おおむね順調な進捗が図れたと考えております。

第三期の取組状況報告は以上です。

常任委員会資料の26ページにお戻りください。

続きまして、みやざき行財政改革プランの変更について御説明いたします。

別冊でお配りしている、みやざき行財政改革プラン(第四期)について、委員会資料で御説明いたします。

第四期プランの基本的な考え方については、1に記載のとおり、県総合計画の新たな基本理

念である、「安心と希望の未来への展望」を支える持続可能な行財政基盤を確立するものとしております。

右の図を御覧いただき、構成としては第三期プランと同様に、改革プログラムとして新たに設定した4つの視点と財政健全化指針からなっております。

第四期プランの新たなポイントとしましては、県政運営を支える重要な要素として、人材の育成・確保の取組を、視点(1)県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくりに集約したこと、行政運営において取り組むべき重要な項目となる行政のデジタル化を、視点(3)行政のデジタル化と働き方改革の推進として明記したことの2点となります。

推進期間は、左下の2に記載のとおり、令和5年度から令和8年度までの4年間となります。27ページを御覧ください。

3の主な改革プログラムについてです。

4つの視点の主な取組内容について御説明いたします。

視点(1)県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくりについては、①、②に記載のとおり、国スポ・障スポ大会開催など、新たな行政需要への対応や県総合計画の推進等のための組織体制の構築、また、これらに伴い必要となる3,900名程度を目標とした定員管理や定年延長制度の導入による中長期的な定員管理を検討することとします。

また、⑥県政を担う人材の育成・確保に関する取組として、意欲と能力に満ちた人材の育成と活用、女性職員の活躍推進に向けた取組等を行ってまいります。

視点(2)多様な主体との連携と県民目線のサービスの提供については、①に記載のとおり、

企業や大学、NPO等、多様な主体との連携・協働により、それぞれが持つ様々なノウハウを県政運営に活用いたします。

また、②に記載のとおり、市町村等との連携により、事務の権限移譲や市町村間連携の推進を図り、県民に対して利便性の高い安定した行政サービスの提供を行います。

資料の28ページにお移りください。

視点の(3)行政のデジタル化と働き方改革の推進については、先ほど申し上げましたとおり、行政のデジタル化を新たに視点として位置づけております。

左下にイメージ図がございますが、行政手続のオンライン化やAI・RPAなどのICTの活用、庁内デジタル人材の育成等に取り組むことで、県民が必要な情報を必要なときに受け取り、いつでもどこでも行政手続等ができるなど、行政サービスの利便性向上を図るとともに、県庁においては、業務効率化による作業時間の削減や柔軟な働き方による職場の魅力の向上、データに基づいた政策立案の推進など、県庁内外の変革を進めてまいります。

また、右上③に記載のとおり、テレワーク等の推進や仕事と子育て、介護が両立できる職場環境の整備などを通して、職員それぞれが柔軟な働き方を選択できることにより、全ての職員が能力を最大限に発揮でき、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

右下の視点(4)健全な財務基盤の構築と資産の有効活用については、第三期プランから継続した取組として、自主財源の確保や県有財産等の資産の有効活用に取り組めます。

資料の29ページにお移りください。

4、財政健全化指針についてです。

本指針についても、今回、内容を見直してお

り、基本的な考え方にあるとおり、今後、多額の財政負担が見込まれる中、本県が抱える課題に的確に対応していくため、歳入、歳出の両面から、不断の取組を進めていくこととしております。

(1)財政健全化指針の主な内容については、①歳入では、県税収入や県有地貸付などの財産収入、ネーミングライツ収入等とともに、寄附による税制上の優遇措置の活用による積極的な歳入確保について検討を行います。

また、地方一般財源の確保につながるよう、全国的な課題について、本県の実情を踏まえながら、全国知事会と一体となり、国への要望活動を行ってまいります。

②歳出では、定年年齢の段階的な引上げに伴う退職手当の平準化のため、退職手当基金を設置します。

③その他では、不断の取組として、徹底した事務事業の見直しを進めるとともに、事業構築における事業と関連性の高いKPIの設定により、効果検証や課題の分析などを行い、予算の質を高める取組を行います。

これらの取組によりまして、将来を見据え、右側の(2)財政健全化に係る目標に掲げております、財政関係2基金残高の確保、県債残高の抑制、健全化判断比率の維持を図ります。

さらに、(3)財政見通しの公表にありますとおり、今後10年間の財政見通しを作成・公表し毎年度の更新を行ってまいります。

5、数値目標の設定については、別冊でお配りしている資料の57ページ以降を御覧ください。

第四期プランでは、行財政改革の進捗度を計るため、29項目の数値目標を設定しております。

特徴的な目標としましては、24、知事部局の男性職員の育児休業取得率について、国におい

て取得率の大幅な引上げが議論されており、県においても、強力に進める必要があることから85%を目標値としております。

また、新たな視点として追加した行政のデジタル化に関連した数値目標としまして、19、税務手続における電子申告・電子申請対象手続の件数、21、RPA・AI等のICT活用による作業削減時間を追加しております。

○松田財政課長補佐 財政課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の20ページにお戻りください。

財政課の6月補正予算は、一般会計で24億1,827万1,000円の増額であります。

この結果、財政課の補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせて、この表の一番上の行、右から3列目、1,612億9,937万4,000円になります。

補正の内容については、資料の21ページを御覧ください。

表の上から4行目、(目)一般管理費に関して、説明欄にあります、税外収入の還付等に要する経費が24億1,827万1,000円の増額であります。

これは、昨年度まで繰り越して事業を実施しておりました、令和2年度、令和3年度の新型コロナ地方創生臨時交付金の執行額が確定しましたので、執行残を国へ返還するものであります。

主なものは、令和3年1月～2月の第3波、令和4年1月～3月の第6波の際の飲食業者等への協力金などでありまして、2年間で国から交付されました総額約536億円うちの5%程度を返還するものであります。

続きまして、資料35ページを御覧ください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、1件、御報告させていただきます。

令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)であります。

1、補正の理由であります。国の低所得の子育て世帯に対する生活支援に伴う補正について、可能な限り5月までに支給するよう求める国の要請に対応するため、令和5年4月28日付で専決処分したものであります。

2の歳入につきましては、国庫支出金が1億7,575万3,000円となっております。

3の歳出につきましては、民生費で、低所得のひとり親世帯に対して、児童1人当たり5万円の生活支援特別給付金を支給する経費として1億7,575万3,000円を計上しており、地方自治法の規定に基づき議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

なお、執行状況につきましては、去る5月24日に、3月末時点の児童扶養手当受給世帯に対するプッシュ型の給付を終えまして、現在、家計の急変等により、手当の受給世帯と同等となった世帯からの申請と、その審査に対応している状況であります。

○蛭原税務課長 税務課からは、補正予算、特別議案第2号及び報告第2号の3点について御説明いたします。

委員会資料の22ページを御覧ください。

税務課の6月補正予算は494万5,000円の増額です。この結果、補正後の予算額は、右から3列目のとおり577億5,573万3,000円となります。

補正の内容につきましては、23ページを御覧ください。

一番左の列の上から5つ目の(事項)自動車取得税交付金の増額となります。自動車取得税交付金は、自動車取得税額の66.5%を市町村に交付する法定交付金であります。

昨年3月に報道のありました、日野自動車株

式会社の燃費性能等の不正問題を受けまして、自動車取得税を追加徴収しましたが、これにより、自動車取得税交付金が当初の見込額を上回ったため、増額補正をお願いするものであります。

続きまして、24ページを御覧ください。

議案第2号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、本年4月1日に、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、具体的には、下に太字で書いております、離島振興法省令、地域未来投資促進法省令及び半島振興法省令が改正されましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

25ページを御覧ください。

2の改正内容ですが、表の①適用期限の2年延長に伴う改正につきましては、離島振興法、地域未来投資促進法及び半島振興法における課税免除又は不均一課税に伴う特例措置について、適用期限が令和7年3月31日まで延長されましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

次の、②課税免除の適用要件の見直しに伴う改正につきましては、離島振興法に係る課税免除の適用要件について、県が策定する離島振興計画に記載される産業振興促進事項に適合することとなりましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

次の、③過疎法に基づく課税免除と重複する地区を除外することに伴う改正につきましては、離島振興法と過疎法に係る課税免除の対象地区が重複する場合、過疎法において課税免除が適用されることになりましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から

施行し、令和5年4月1日に遡及して適用することとしております。

続きまして、36ページを御覧ください。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告となります。

今回の専決による改正は、1の改正理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなっており、議会を招集する時間的余裕がなかったことによるものであります。

2の改正内容ですが(1)の自動車税種別割のグリーン化特例の延長に係る改正につきましては、37ページを御覧ください。

まず、表の上段、重課措置についてであります。重課措置は、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税額を15%加算する特例措置で、適用期限が3年延長されました。

対象となる自動車は、平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたガソリン車及び石油ガス自動車、平成27年3月31日までに初回新規登録を受けた軽油自動車となります。

次に、表の下段、軽課措置についてであります。軽課措置は、燃費性能等の優れた自動車の税額を、初回新規登録の翌年度に限り軽減する特例措置で、税額をおおむね75%軽減する措置の適用期限が3年、おおむね50%軽減する措置の適用期限が2年延長されました。

75%軽減の適用対象自動車は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、初回新規登録を受けた電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車及び天然ガス自動車と営業用の乗用車等で、令和5年4月1日から

令和8年3月31日までの間に、初回新規登録を受けたガソリン自動車、石油ガス自動車及びクリーンディーゼル車で、令和12年度燃費基準を90%達成し、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているものとなります。

50%軽減の適用対象自動車は、営業用の乗用車等で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、初回新規登録を受けたガソリン自動車、石油ガス自動車及びクリーンディーゼル車で、令和12年度燃費基準を70%達成し、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているものとなります。

なお、軽課措置につきましては、ただいま申し上げた燃費基準に併せまして、表の欄外下に記載しております排出ガス基準を満たすことも条件となっております。

36ページにお戻りください。

(2)の引用条項の条ずれ及び項ずれに係る改正につきましては、地方税法等の改正により、不動産取得税及び自動車税種別割に係る条文で、引用している条項にずれが生じたことから、改正を行ったものであります。

最後に、3の施行期日ですが、令和5年4月1日から施行しております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はありませんか。

○二見委員 常任委員会資料の27ページに県政情報の戦略的広報活動の推進とあるんですが、その戦略って何でしょうか。この間の質問でも言ったんですけども、その戦略がちょっとよく分らなくて。

○徳松行政改革推進室長 これは広報戦略室で取り組んでいるものなんですけれども、これまで行っております取組としまして、広報紙をはじめ、テレビ、ラジオ、あと最近では、数種類

のSNS、こういう県政発信媒体を複数組み合わせ、いろいろなチャンネルを使って発信して、戦略的広報ということで取り組んでいるところでございます。

○二見委員 担当課が広報戦略室だから、そういうことなんだけれども、やっぱり広報紙にする、何にしる、財政課としても予算をつけるに当たっての効果とか、しっかり裏を取っているんだろうなと思うんです。

この間も担当のほうともいろいろ話をさせてもらったんですが、宮崎牛が日本一をまた取ったということで、農政水産部では、それを売り込んでいく、商工観光労働部だったら、観光事業を売り込む、旅行とかのポスターをつくるとか、みんなそれぞれが一生懸命、宮崎のものをアピールしているのは分かるんですけども、これって要するに「宮崎牛なら宮崎だよね」、「マンゴーなら宮崎だよね」というふうに、ものがあってから宮崎になっているので、「宮崎といえど何々だよね」というふうに全国の人たちにアピールしていくことが大事なんだと思うんです。

全部、広報は宮崎が売りたいものが先にあって、それを認識してもらおうという——言っていることは同じように聞こえるかもしれないけれども、結構意味が違って、まず、宮崎をみんな知らないわけです。もう今となっては。

だから、まず宮崎をしっかり売り込んでいくような広報戦略を県全体としてやっていかないと。せっかく宮崎のいいものを持っているんだけども、それぞれがアピールしているものだから、そこら辺をしっかり統括していくような戦略を練っていくことが必要なんだろうなと思うんです。みんなそれぞれでやっているから、全体的な広報予算がどれくらいあるかといっても、ぱっとは出てこないと思うんです。

財政課からそこまで言えるのか分らないけれども、やはりそこら辺を一回精査したほうがいいんじゃないかなと思います。そういう考えがあるのか。特に、この間申し上げたように、知事が3本の柱を立てて、日本一を目指すというわけだから、そこをしっかりとアピールしていくためにも、この広報戦略というものは、見直していく必要があるんじゃないかなと思います。

○松田財政課長補佐 ただいま御指摘いただきましたことは、大変重要な視点かと思えます。行政活動につきましては、最小の費用で最大の効果を上げていくというのが鉄則でございます。その観点で、限られた本県の予算の中で、どういった形で——例えば、今のお話であれば広報でありますけれども、効果的に打てるのか。それをまたどのように有機的に連携させていけるのか、こういったところは予算の査定の段階でも少し注意をしながら、また対応を検討させていただきたいと思っております。

○二見委員 次に、29ページで歳入なんですけれども、財産収入については岩切委員のほうから話があるのかなと思うので、僕は寄附のほうでちょっとお聞きしたいんですよね。

この間、新聞で、コスモス薬品から県にふるさと納税があったという記事を見たんですけれども、この歳入確保の一つに寄附による税制上の優遇措置の活用と、県のふるさと納税を生かすというような記載があるんですが、今大体どれぐらい県のほうにふるさと納税が入ってきているのか分かりますか。

○松田財政課長補佐 ふるさと納税は、制度的には寄附金となります。予算額ベースで恐縮ではございますが、令和5年度予算で1億3,900万円を見込んでおります。

○二見委員 過去何年間かの実数が分かるとい

いんですけれども。

○松田財政課長補佐 すみません。今、手元に前年の分しかございませんが、令和4年度分が1億5,882万1,000円となっております。

○二見委員 都城市がふるさと納税でかなりよい結果を出しているものだから、それに比べると、やっぱりちょっと弱いなと思うんですよね。市町村の場合は返礼品があるから一般の人たちからも集めやすいというところもあると思うんですけれども、今度、宮崎県人会世界大会とかやりますよね。国内にも宮崎県人会がある中で結構、経営者の方とかもたくさんいらっしゃると思うんですが、そういった方々からもふるさと納税がされているんでしょうか。

というのも、先ほどの広報戦略にも関わってくると思うんですけれども、やっぱり宮崎県として安定的に収入が見込めるものがあれば、それを基にしてしっかりと県の広域戦略を打っていけると思うんです。要するに、集めてきたお金で宮崎を売るわけですから。そこら辺を含めて、この企業版のふるさと納税こそ、しっかりと戦略を立てて取り組んでいく価値はあるんじゃないかなと思うんですが、何か具体的に取り組んでいることがあれば教えてください。

○松田財政課長補佐 企業版ふるさと納税につきましては、総合政策課のほうで積極的な売り込みと対応をさせていただいております。

先ほど令和4年度予算額1億5,800万円余と申しあげましたけれども、実績ベースで申し上げますと、令和4年度は26企業から1億1,951万8,000円余を頂いております。

しかしながら、その前年、令和3年度は7企業から3,280万円、その前、令和2年度は6社から2,105万円ということで、年度ごとにかなり差がございまして。これは恐らく制度上は寄附税制

でございますので、税金がある程度見込まれるときに納税を積極的にされたいという企業側のインセンティブが働いているのではないかと思います。いずれにしても貴重な依存しない財源ということにはなりますので、積極的な取組を図ってまいりたいと思います。

○二見委員 税制上の優遇だけであって、見返りが無いということですね。物とかを送ることはできないんでしょうけれども、何らかの知恵はないものでしょうか。宮崎に引っ張ってこられるようなものがあれば。私もちょっと勉強してみようとは思いますが、やっぱりここら辺の財源をしっかりと確保することで取り組めること、政策上の重要なこととかもできてくるでしょうから。はい、分かりました。

○脇谷委員 委員会資料13ページの予算についてです。義務的経費が人件費及び公債費の削減により削減されていて、投資的経費のほうに入っているということでした。今度は27ページの、第四期行財政改革プランでの適正な定員管理で、3,900名程度を目標とされていて、少し定員数を上げるということなんですけれども、つまり、また義務的経費が増えるという理解でいいんでしょうか。

○松田財政課長補佐 今、御指摘いただきました委員会資料13ページでございますが、これは令和4年度と令和5年度を比較したもので、人件費を中心に少し義務的経費が減っているところでございます。中身については、単年度の特殊要因でございまして、実は定年の段階的引き上げというのがこれからスタートしてまいります。その影響によりまして、約3%人件費が下がるということでございます。

他方で、御指摘のとおり行財政改革プランでは、今後、定員が増えていくということで、こ

の部分に係る人件費が下がっていくというのはなかなか厳しい状況になるのかなとは思っております。いずれにしましても、適正な財源が確保できるように努めてまいりたいと思っております。

○脇谷委員 今年度は特別として、今までどおり義務的経費も投資的経費も増えていくということなんですか。それとも義務的経費は最少に抑えておいて、投資的経費はそれほど増えていかないと思っていたほうがいいんですか。

○松田財政課長補佐 委員会資料13ページの義務的経費と投資的経費の関係でございますけれども、字から受けられる印象のとおりではあるんですが、義務的経費とはいわゆる固定費に近いものでございまして、情勢にあまり影響されないということでございます。

今回のような特殊な要因がなければ、基本的にはあまり大きく増減はしないと。しかしながら、人件費に関しては、職員の年齢構成などの影響等は考えられるところでございます。

他方で、全体の予算につきましては、国の予算上の措置——今回で言いますとコロナの関係ですとか物価高騰対策、こういった特殊要因がございました。

他方で、これから子供関係の支援の強化というお話もありましたので、この負担がどうなってくるか。こういった影響もございまして、トータルとしての予算がどのような形になるのかについては、なかなかはっきりとした見通しは立てづらい現状でございます。そうした中でも将来的に予算が確保できるように、行財政改革プランでは少し長めの見通しを立てているところでございます。

○脇谷委員 分かりました。

続いて、委員会資料24ページなんですが、県

税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の離島振興法と地域未来投資促進法、半島振興法の対象はどこになるのでしょうか。

○**蛭原税務課長** まず、離島振興法につきましては、延岡市の島野浦島、日南市の大島、串間市の築島となります。

それから、半島振興法につきましては、串間市と日南市の旧南郷町が対象となっております。

それから、地域未来投資促進法につきましては、これは県内全域が対象となっております。

○**山下委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山下委員長** それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**鬼塚財産総合管理課長** 常任委員会資料の38ページを御覧ください。

当課からは、令和4年6月及び令和5年2月の定例会におきまして御承認いただきました事業の繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。

まず、1行目の単身用宿舎八村荘再整備事業についてであります。

これは八村荘の建て替えに係る宿舎敷地の造成工事において、隣接する椎葉合同庁舎敷地との高低差を解消し、一体的に利用するために、擁壁の設置範囲を拡大する必要が生じ、工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は2億520万9,000円となっております。

次に、2行目の庁舎公舎等保全事業についてであります。

これは延岡総合庁舎の外壁改修工事において、外壁のひび割れやモルタルの浮きなどが想定を超えて確認されたことから、改修数量が増加し

たため、工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は3,564万9,000円となっております。

なお、工事につきましては、本年5月30日に完了いたしました。

次に、3行目の電気機械管理事業についてあります。

これは西臼杵支庁舎の空調設備改修工事において、世界的な半導体の供給不足の影響により、空調設備機器等の納入が遅れ、工期を延長したことに伴うものであり、繰越額は5,465万2,000円となっております。

なお、工事につきましては、本年6月4日に完了いたしました。

最後に、県有施設災害復旧事業についてであります。

これは昨年の台風第14号で被災した県総合運動公園の第3競技場などの復旧工事が、プロスポーツキャンプ等との利用調整により着工が遅れたこと、また同じく台風第14号で被災した水産試験場の復旧工事において、世界的な半導体不足の影響により空調設備機器等の納入が遅れ、工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は合わせて3,112万5,000円となっております。

なお、水産試験場の復旧工事につきましては、今年3月30日に火災のありました飼育実験棟も含まれておりましたが、5月30日付で用途廃止をし、この建物及び設備の復旧は取りやめとなっております。現在は、それ以外の工事を進めているところでございます。

○**寺田消防保安課長** 常任委員会資料の同じく38ページの右側を御覧ください。

令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書であります。

まず、上の行、震度情報ネットワークシステム整備事業であります。これは、県内各地の震度計を新たな設備に更新し、機能強化と併せてシステムの更新を行う事業を実施してまいりましたが、新型コロナウイルスの影響により半導体の入手が困難となり、震度計を製作するために必要な資材の調達に日時を要したため、事故繰越しとなったもので、繰越額は2億5,341万100円であります。

次に、その下の行、防災行政無線管理事業であります。これは防災行政無線の設備のうち鰯塚山中継所鉄塔において、10月の保守点検時に修繕の必要が確認されたため、年度内の完了見込みで網状の金属板等の製作を行う修繕事業を実施してまいりましたが、修繕に必要な資材の調達が需要急増に伴い遅れ、またそれに伴います金属板の製作にも日時を要したため、事故繰越しとなったもので、繰越額は836万円です。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○寺田消防保安課長 常任委員会資料の39ページを御覧ください。

宮崎県防災救急ヘリコプターの更新についてであります。

こちらは、昨年度の2月定例会の常任委員会で御説明しましたが、本日は入札方法やスケジュールを含め、改めて説明いたします。

まず、1の概要であります。

本県の防災救急ヘリコプターは、平成16年度

の導入からおおむね20年が経過しております。このため、操縦席の計器をはじめとする各種機器や、主に救助活動時に遭難者などをつり上げる際に使用しますホイストといった装備品について、交換や修繕の頻度が高まっておりますことから、より安全性と機能性の高いヘリコプターに更新するものであります。

次に、2の事業費であります。機体本体や基本装備品等の購入に係る予算は、37億7,000万円であり、昨年度の議会で債務負担行為を議決いただいております。

次に、3の入札方法であります。昨年度開催した後継機種仕様を検討する委員会の中で、機種選定に当たっては単に価格のみによって選定するのではなく、本県の地勢や特性、これまでの活動実績等を踏まえた選定を行うことが望ましいという意見がありました。これを受けまして、入札方法を総合評価方式による一般競争入札とし、学識経験者を含めた機種選定委員会において、その機種が、本県でより安全に効果的な活動ができる機体であるか評価した上で、価格と併せて総合的な判断によって後継機種を決定いたします。

最後に、4のスケジュールであります。4月に機種選定委員会を設置し、総合評価方式における評価の項目や基準の検討を行い、6月8日に入札公告を行ったところでございます。

今後の予定であります。7月下旬に入札を行い、落札者を決定した後、9月定例会において契約議案を提案いたします。議会で議決されましたら、機体の売買契約の締結、発注を行い、約2年かけまして機体の製造・組立てに入り、令和7年9月に機体の引渡しを受ける予定であります。

なお、後継機種は隊員や操縦士の運行訓練後

に運用をするため、訓練期間中の出動は現行機
で対応することになります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。
その他報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で何かありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって総務部
を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時16分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最
終日に行くことになっておりますので、23日の
金曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時からとしたいのですが、よろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いた
します。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で本日の委員会
を終了いたします。

午後3時16分散会

令和5年6月23日(金曜日)

午後0時58分再開

出席委員(8人)

委員	長	山下	寿
副委員	長	福田	新一
委員		濱	砂守
委員		二見	康之
委員		川添	博
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		脇谷	のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村	結
政策調査課主任主事	高山	紘行

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案等ごとでよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第21号及び報告第1号、報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第21号及び報告第1号、報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認するものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査につきましては、11月8日水

曜日から10日金曜日に実施予定ですが、現時点で何か御意見、御要望等がありましたら併せてお出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時6分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、今出ました御意見等も踏まえまして、7月19日の閉会中の委員会で改めて御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、7月19日水曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時6分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時7分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 山 下 寿